



中小企業税制

〈平成28年度版〉



- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業投資促進税制
- 6 生産性向上設備投資促進税制
- 7 商業サービス業・農林水産業活性化税制
- 8 少額減価償却資産の特例
- 9 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 10 固定資産税の特例措置
- 11 研究開発税制
- 12 雇用促進税制
- 13 所得拡大促進税制
- 14 事業承継税制
- 15 消費税の特例

はしがき

地域の経済と雇用を支えているのは中小企業の皆様です。

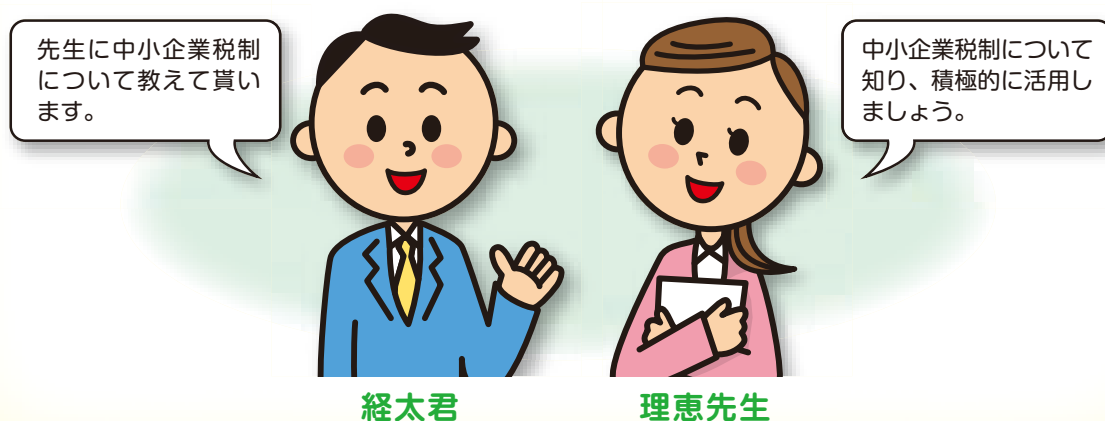
こうした中小企業を応援する、様々な税制上の措置が用意されているのを御存知でしょうか？

製造業の方々が新しい設備を入れて、生産性をあげようとする場合、商業、サービス業の方々が自店の魅力向上を図るための投資を行う場合、新規事業開拓のために試験研究をする場合、後継者へ経営のバトンタッチ(事業承継)を行う場合など、企業活動の様々な局面に応じて使える税制が用意されています。

本パンフレットでは、中小企業の皆様に、代表的で、使ってお得な税制措置について、具体的な内容のポイントについて解説しています。

「税制は難しいから…」と敬遠せず、経営上の課題の解決や経営戦略に応じて、上手に活用していただければ幸いです。

キャラクターの紹介



※このパンフレットは平成28年4月現在の税法等の規定に基づいて作成しています。

目次

1. 法人税率の軽減	法人	3
中小法人は、法人税率が低くなっています		
2. 欠損金の繰越控除	法人	4
赤字が出た場合に①		
3. 欠損金の繰戻還付	法人	5
赤字が出た場合に②		
4. 交際費課税の特例	法人	6
新しい顧客の開拓、お客様との関係維持のために		
コラム 減価償却の概要		7
5. 中小企業投資促進税制	個人事業主 法人	11
生産性を向上させる、IT化を進めるための投資を応援		
6. 生産性向上設備投資促進税制	個人事業主 法人	19
先端設備や生産ラインの改善に資する設備への投資を応援		
7. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制	個人事業主 法人	21
商業・サービス業を活気づける!		
8. 少額減価償却資産の特例	個人事業主 法人	24
30万円未満の資産は即時に全額経費にできます		
9. 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)	個人事業主 法人	25
再生可能エネルギーの導入や省エネ推進に向けた投資を支援します		
10. 固定資産税の特例措置	個人事業主 法人	27
機械装置を導入した場合、固定資産税が軽減されます		
11. 研究開発税制	個人事業主 法人	28
試験研究費の一定割合を税額控除することができます		
12. 雇用促進税制	個人事業主 法人	31
従業員の新規の雇用を応援します		
13. 所得拡大促進税制	個人事業主 法人	33
従業員の給与を増額すると、税負担が軽減されます		
14. 事業承継税制	法人の経営者	38
スムーズな事業承継のために		
15. 消費税の特例	個人事業主 法人	51
事務負担が軽減されます		

個人事業主がご利用できる税制には **個人事業主** 法人がご利用できる税制には **法人** と記載しております。

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業投資促進税制

6 生産性向上設備投資促進税制

7 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

8 少額減価償却資産の特例

9 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)

10 固定資産税の特例措置

11 研究開発税制

12 雇用促進税制

13 所得拡大促進税制

14 事業承継税制

15 消費税の特例

1

法人税率の軽減

～中小法人は、法人税率が低くなっています～

法人税の税率は原則として23.4%です。ただし、中小法人は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までに開始する各事業年度分の年800万円以下の所得金額の部分については、税率が15%に軽減されています。

区分		所得	税率
普通法人	中小法人	年 800 万円以下の部分	15%
		年 800 万円超の部分	23.4%
	大法人（中小法人以外の法人）	全額	23.4%
協同組合等※ 1		年 800 万円以下の部分	15%
公益法人等※ 2		年 800 万円以下の部分	15%

※ 1 協同組合等とは、中小企業協同組合等の各種の組合（法人税法別表第3に掲げられている法人）をいいます。

※ 2 公益法人等とは、法人税法別表第2に掲げられている法人です。原則として非課税ですが、収益事業から生じた所得には課税されます。

中小法人ってどんな法人ですか？

大企業の子会社は、中小法人に該当しないと聞いたことがあるんですが…。

中小法人とは、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人です。

そうですね。次の法人は、資本金が1億円以下でも中小法人とはなりません。

- ①相互会社
- ②大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上の法人）、相互会社等の100%子会社
- ③完全支配関係（100%の出資関係）にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ④投資法人
- ⑤特定目的会社
- ⑥受託法人

条文

租税特別措置法第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）
第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）

● CHECK!!

平成28年度税制改正で、平成30年度に法人税の税率が23.2%まで引き下げることとされています。

2

欠損金の繰越控除

～赤字が出た場合に①～

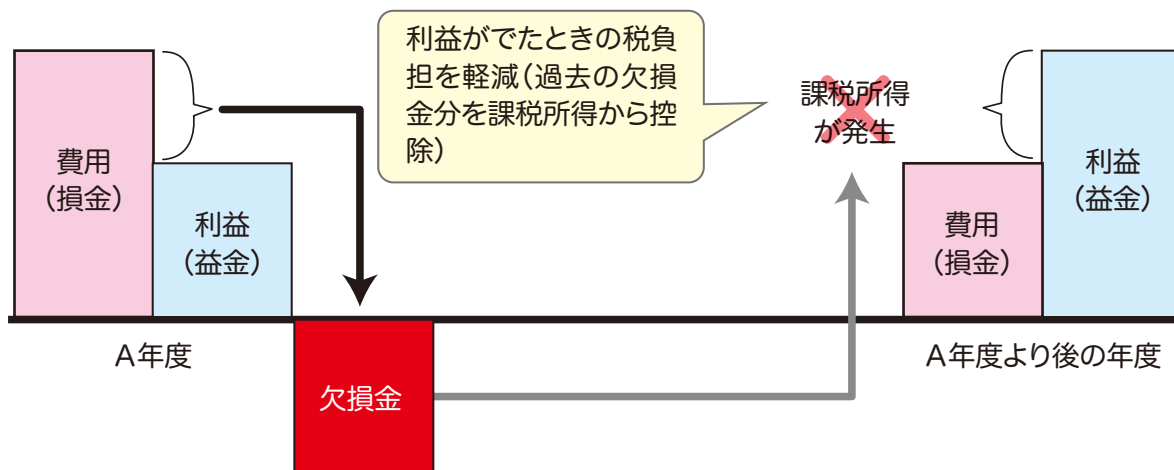
青色申告書を提出した事業年度において欠損金（税務上の赤字）が生じた場合には、その事業年度の後の事業年度以降に繰り越して、後の事業年度の所得から欠損金を控除することで、法人税の負担を軽減できます。

制度の概要

欠損金とは、その事業年度の所得の計算において、益金よりも損金が多かった場合の益金を超える部分の金額をいいます。

中小法人（中小法人の範囲は3ページ参照）では、発生した欠損金を、欠損金が発生した事業年度の次の事業年度以後9年間控除することができます。

（注）欠損金の繰戻しによる還付（5ページ）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額は除かれます。



具体例

A株式会社は、平成28年3月決算に2,000万円の欠損金が生じました。その場合の翌期以降の所得金額は次のようになります。

	欠損金控除前の所得	所得の計算	欠損金の残高など
平成29年3月	500万円	0 (欠損金2,000万円 > 500万円)	2,000万円 - 500万円 = 1,500万円
平成30年3月	300万円	0 (欠損金1,500万円 > 300万円)	1,500万円 - 300万円 = 1,200万円
平成31年3月	200万円	0 (欠損金1,200万円 > 200万円)	1,200万円 - 200万円 = 1,000万円
平成32年3月	800万円	0 (欠損金1,000万円 > 800万円)	1,000万円 - 800万円 = 200万円
平成33年3月	100万円	0 (欠損金200万円 > 100万円)	200万円 - 100万円 = 100万円
平成34年3月	300万円	200万円 (欠損金100万円 < 300万円)	300万円から繰越欠損金100万円を控除して200万円が課税所得となります。

条文

法人税法第57条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)

● CHECK!!

平成28年度税制改正で、平成30年度以降に開始する事業年度において生じた欠損金については、繰越期間を10年（現行：9年）に延長することとされています。

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻し還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業投資促進税制

6 生産性向上設備投資促進税制

7 商業サービス業・農林水産業活性化税制

8 少額減価償却資産の特例

9 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

10 固定資産税の特例措置

11 研究開発税制

12 雇用促進税制

13 所得拡大促進税制

14 事業承継税制

15 消費税の特例

3

欠損金の繰戻還付

平成28年度税制改正で延長

～赤字が出た場合に ②～

青色申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合、翌事業年度以降に繰越すのではなく、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、既に納めた法人税から、欠損金の分だけ還付を受けることができます。

制度の概要

中小法人（中小法人の範囲は3ページ参照）の欠損金を繰戻す、つまり、前事業年度の所得金額から欠損金を控除して計算した場合の法人税と実際に支払った法人税の差額について還付請求することができます。

欠損金の繰戻還付の適用を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ① 欠損金が生じた事業年度、その事業年度の前1年以内に開始した事業年度ともに青色申告書で確定申告していること
- ② 欠損金が生じた事業年度の青色申告書を提出期限内（原則として事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内）に提出していること
- ③ 欠損金の繰戻しによる還付請求書を欠損金が生じた事業年度の確定申告書に添付して提出していること

（注）適用期間は、平成30年3月31日までに終了する事業年度において欠損金額が生じた場合です。

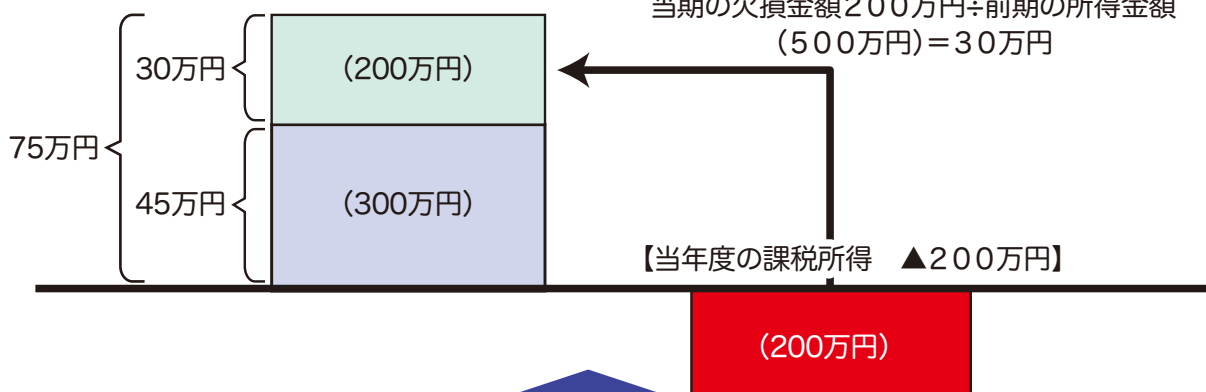
還付請求できる法人税の額 ＝

前期の法人税額×当期の欠損金額÷前期の所得金額

※前期の所得金額が限度となります。

【前事業年度の課税所得 500万円】
法人税額 500万円×15%＝75万円

【還付額の計算】
前期の法人税額（75万円）×
当期の欠損金額200万円÷前期の所得金額
（500万円）＝30万円



前年度の課税所得500万円から当年度の欠損金200万円を控除して法人税額を計算すると45万円となります。
既に支払った税金75万円と45万円の差額30万円が還付請求額と考えるとわかり易くなります。

条文

法人税法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）
租税特別措置法第66条の13（中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

4

交際費課税の特例

平成28年度税制改正で延長

～新しい顧客の開拓、お客様との関係維持のために～

法人が支出した交際費等は、原則として、全額損金の額に算入しないこととされていますが、中小法人（3ページ参照）は、①800万円以下の交際費等の全額損金算入②接待飲食費の50%の損金算入の選択適用が認められています。

（注）適用期間は平成30年3月31日までに開始した事業年度です。

交際費等とは……

交際費等とは、交際費、接待費などで、その法人の得意先、仕入先など事業の関係者への接待、供応、慰安、贈答などに要する費用のことをいいます。

また、接待飲食費とは、交際費等のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用のことをいいます。

1人当たり5,000円以下の飲食費の取扱い

社外の人との飲食等で1人当たり5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれています。

ただし、飲食等のあった年月日、参加した人の名称や関係、参加者数、飲食店の名前と所在地などを記載した書類を保存する必要があります。

適用手続

法人税の確定申告書に「別表（交際費等の損金算入に関する明細書）」を添付すること

先生！「社外の人との飲食等で一人当たり 5,000 円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれています。」とありますが、5,000 円を超える支出の場合、どうなるのでしょうか。

良い質問ね！ 5,000 円を超えた支出の場合は、超えた部分だけが除外されるのではなく、5,000 円を超えた費用全額が交際費等に該当するので、注意してくださいね。

個人事業主は交際費を使えないの？

そんなことないわよ。個人事業主は、事業に必要なかぎり、きちんと経費に入れることができるわよ。

条文

租税特別措置法第61条の4（交際費等の損金不算入）

● CHECK!!

平成28年度税制改正で、適用期間が2年延長されました。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業投資促進税制
- 6 生産性向上設備投資促進税制
- 7 商業サービス業・農林水産業活性化税制
- 8 少額減価償却資産の特例
- 9 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 10 固定資産税の特例措置
- 11 研究開発税制
- 12 雇用促進税制
- 13 所得拡大促進税制
- 14 事業承継税制
- 15 消費税の特例

コラム 減価償却の概要

減価償却とは、減価償却資産の購入額（投資額）を一定の期間に分けて、少しずつ費用として計上していく仕組みです。

減価償却資産ってなに？

減価償却とは、事業の用に供している資産が時の経過や使用による劣化で価値が減少するという点に着目して、一定期間にわたって、減価償却費として継続的に費用に計上していく仕組みです。

機械や建物などの有形資産、ソフトウェアや特許権などの無形資産、牛、豚などの生物はすべて減価償却資産となりますが、時の経過や使用により価値が減少しないもの、例えば、土地・借地権、電話加入権、稼働していない資産や古美術品など書画骨とう等は、減価償却資産から除かれます。

【流動資産】	【固定資産】	【繰延資産】
預貯金 有価証券 貸付金 など	土地・借地権 減価償却資産 電話加入権 など	開業費 開発費 社債等発行費 など

減価償却って具体的にどうするの？

法人税、所得税の中で、減価償却は、減価償却の基礎となる取得価額、使用可能期間としての耐用年数、償却方法等に基づき計算した償却限度額の範囲内で、費用に計上することが認められます。

※以下は平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産についての説明となります。

【取得価額】

購入の場合、購入先に支払った代金、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料など購入のために要した費用、事業の用に供するために直接要した費用の合計となります。

【使用可能期間（耐用年数）】

使用可能期間（耐用年数）は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」で、資産の種類、構造、用途の異なる資産ごとに規定しています。

【償却方法】

基本的な償却方法として、定額法、定率法があります。例えば、建物、建物附属設備、ソフトウェアなどは定額法、機械やパソコンなどの器具備品等は届出をしない場合には定率法で、減価償却を行っていくことになります。

なお、所有権移転外リース取引で取得した資産は、リース期間定額法によります。

●CHECK!!

平成28年度税制改正で、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物の償却方法は、定額法に一本化されました。

定額法、定率法の具体的な計算方法

定額法、定率法の計算方法は以下のとおりです。

定額法

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} \times \text{使用月数} \div 12$$

定率法

(1) 減価償却費 ≥ 償却保証額の場合

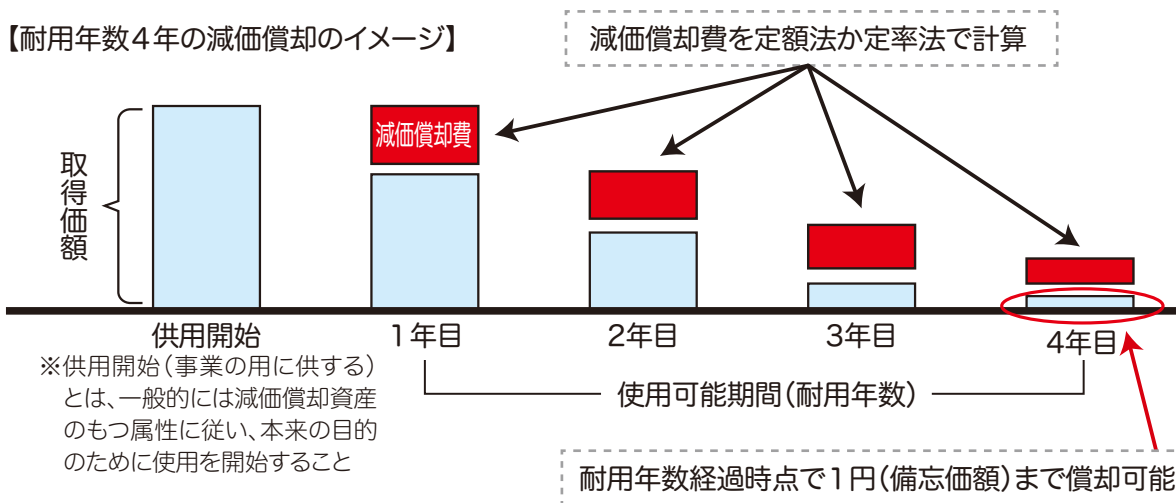
$$\text{減価償却費} = \text{期首帳簿価額} (\text{取得価額} - \text{既に償却した額}) \times \text{定率法の償却率} \times \text{使用月数} \div 12$$

(2) 減価償却費 < 償却保証額の場合

$$\text{減価償却費} = \text{改定取得価額} \times \text{改定償却率} \times \text{使用月数} \div 12$$

(※) 償却保証額は、「取得価額 × 保証率」で計算されます。

【耐用年数4年の減価償却のイメージ】



取得価額 100万円	1年目 償却費	2年目 償却費	3年目 償却費	4年目 償却費
定率法償却率 0.500	500,000円	250,000円	125,000円	124,999円 ※備忘価額1円
定額法償却率 0.250	250,000円	250,000円	250,000円	249,999円 ※備忘価額1円

【償却費の計算】

●定率法	1年目	100万円(取得価額)	×0.500=50万円
	2年目	50万円(1年目の期末簿価)	×0.500=25万円
●定額法	1年目	100万円(取得価額)	×0.250=25万円
	2年目	100万円	×0.250=25万円

コラム 減価償却の概要

償却率、改定償却率、保証率

耐用年数 (年)	定額法の 償却率	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日までの間に 取得をされた減価償却資産			平成 24 年 4 月 1 日以後に 取得をされた減価償却資産		
		250% 定率法の 償却率	改定 償却率	保証率	200% 定率法の 償却率	改定 償却率	保証率
2	0.500	1.000	—	—	1.000	—	—
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800
6	0.167	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911
7	0.143	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680
8	0.125	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909
9	0.112	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126
10	0.100	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565
...	...	...	...	...	...	...	...

少額の減価償却資産

取得した減価償却資産のうち、①使用可能期間が1年未満であるもの、②取得価額が10万円未満であるもの、については、その事業の用に供した日の属する事業年度で、その取得価額に相当する金額を全額費用として計上できます。

取得した減価償却資産のうち、20万円未満のものを事業の用に供した場合には、その資産の全部又は特定の一部を一括したもの（一括償却資産）の取得価額の合計額を、3年間で均等償却することができます。

● CHECK!!

青色申告書を提出する中小企業者等（12ページ参照）については、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」として、10万円を超え30万円未満の減価償却資産について、その事業の用に供した日の属する事業年度で、その取得価額に相当する金額を全額費用として計上できます（24ページ参照）

償却資産の国税（法人税、所得税）と固定資産税（償却資産課税）の主な違い

国税（法人税・所得税）と地方税（固定資産税（償却資産課税））の取扱いの主な違いは下の表のとおりです。

	国税の取扱い （法人税・所得税）	地方税の取扱い （償却資産課税の評価額）
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却方法 （耐用年数10年で1,000万円の減価償却資産の1年目の評価）	定率法、定額法等の選択 耐用年数10年で1,000万円の減価償却資産の1年目期末の評価の例 定額法 900万円 定率法 800万円	固定資産評価基準（総務大臣告示） 耐用年数10年で1,000万円の資産を取得した年の翌年1月1日の評価額 897万円
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
租税特別措置法の特別償却、割増償却	認められます。	認められません。
少額減価償却資産の取扱い （少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の5%

（注）10万円未満の減価償却資産でその事業年度に全額損金に入れたもの、20万円未満で一括償却資産としたものについては、償却資産課税はかかりません。

5

中小企業投資促進税制

～生産性を向上させる、IT化を進めるための投資を応援～

中小企業者等が、機械装置等を導入した場合、特別償却又は税額控除が認められます。

制度の概要

本制度は、機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できるものです。また、生産性向上に資する一定の設備については、特別償却又は税額控除の上乗せ措置(即時償却又は取得価額の10%の税額控除)の適用を受けることができます。

(注1) 税額控除額は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

(注2) 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

適用期間

平成29年3月31日までに、対象設備(※1)を取得等して指定事業(※2)の用に供した場合に適用となります。

※1 対象設備

設備	要件
機械装置	すべて(1台160万円以上)
器具備品、工具	・一定の電子計算機(複数合計120万円以上) ・一定のデジタル複合機(1台120万円以上) ・一定の試験又は測定機器、測定工具・検査工具 (1台30万円以上かつ複数合計120万円以上)
ソフトウェア	一定のソフトウェア(複数合計70万円以上)
普通貨物自動車	車両総重量3.5t以上
内航船舶	取得価額の75%が対象

(注1) 中古品、貸付の用に供する設備等は原則として対象外です。

(注2) 上の対象設備のうち、生産性向上に資する一定の設備は、上乗せ措置の適用を受けることができます。(13～16ページ参照)(ただし、貨物自動車、内航船舶については上乗せ措置の適用はありません。また、デジタル複合機は、上乗せ措置のうち、Aタイプの適用はありません。)

(注3) 普通貨物自動車は、道路運送車両法に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するものが対象です。

条文

租税特別措置法第10条の3(中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)【所得税】
第42条の6(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【法人税】
第68条の11(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【連結法人】

※ 2 指定事業

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・美容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業）、農業、林業、漁業、水産養殖業

（注）不動産業、物品賃貸業、電気業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。また、風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業についても、対象となりません。

適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等（※）

※中小企業者等とは、

- ・資本金または出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・農業協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会等）を指します。

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ①大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける子会社
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

措置の内容

	通常措置 (生産性向上に資する一定の設備以外)		上乗せ措置 (生産性向上に資する一定の設備)	
	特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3,000万円以下の法人 農業協同組合等	30%	7%	即時償却	10%
資本金3,000万円超1億円以下の法人	30%	適用なし	即時償却	7%

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㊟割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法10の3）を記入すること
- ・税額控除の場合、「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」（中小企業者等又は中小連結法人が取得した機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）と適用額明細書を添付すること
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）と適用額明細書を添付すること

適用額明細書をお忘れなく！

- 平成23年4月1日以後に終了する事業年度から、法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、法人税申告書に「適用額明細書」を添付することが必要になっています。
- 「法人税関係の租税特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例（3ページ）、中小企業投資促進税制といった、法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得を減少させるものをいいます。
- 適用額明細書を添付しなかった場合、又は添付がされていても虚偽の記載があった場合には、法人税関係の租税特別措置の適用は受けられなくなります。

中小企業投資促進税制

中小企業投資促進税制の上乗せ措置

中小企業投資促進税制については、平成26年度税制改正で、中小企業の投資を活性化するため、中小企業投資促進税制の対象設備のうち、生産性向上に資する一定の設備について、税制優遇の上乗せ措置が設けられています。

生産性向上に資する一定の設備とはどのようなものですか

中小企業投資促進税制の上乗せ措置が適用される生産性向上に資する一定の設備とは、「先端設備」の要件（通称：A類型）又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件（通称：B類型）のいずれかを満たす設備となります。

先端設備の要件(A類型)

対象：機械装置、サーバー用電子計算機、試験又は測定機器、一定のソフトウェア

①最新モデルであること（最新モデルとは、各メーカーの中で、a又はbに該当する設備をいいます。なお、NC旋盤などソフトウェアが組み込まれた機械装置は、最新モデルの一代前のモデルも対象となります。）

a：一定期間内（機械装置：10年以内、サーバー用電子計算機、試験又は測定機器：

6年以内、ソフトウェア：5年以内）に販売が開始されたもので最も新しいモデル

b：設備の取得等をする年度に販売開始されたモデル、又は設備の取得等をする年度の
前年度に販売開始されたモデル

②旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの（ソフトウェアを除きます。）

（注）ソフトウェアについては、生産性向上の要件の代わりに、設備の稼働状況等に係る情報収集機能・分析指示機能を有するものに限られます。

③取得価額要件（11ページ参照）を満たしていること。ただし、サーバー用電子計算機、ソフトウェアを複数取得して価額要件を満たす場合は、1台、1基当たりの取得価額が30万円以上であることが必要です。

最新モデルとか
生産性とか、設
備の条件が難し
そうだね。

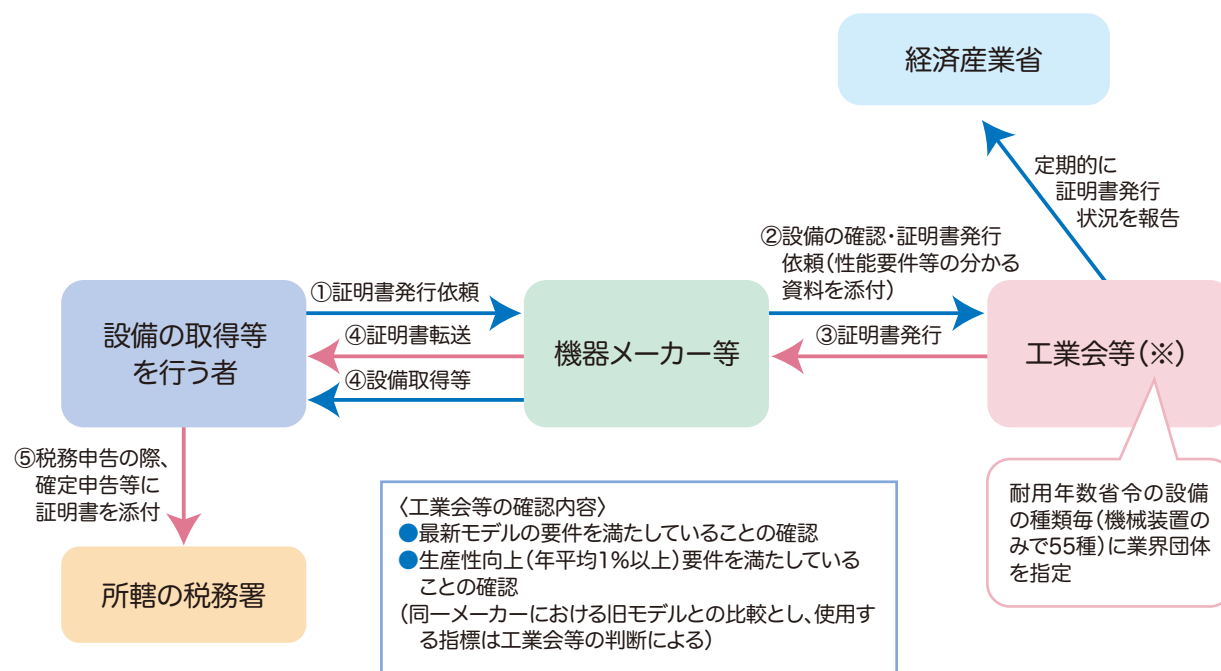
そうね。ただ、基本的に中小企業の
皆さんには設備の条件は確認しても
らわなくても良い枠組みとなってい
ます。次のページの図表をみてみま
しょう。



先端設備の条件がむずかしい……

設備メーカーに証明書の発行を依頼して下さい！

【先端設備】については、設備メーカーが工業会等において13ページの①②の要件を満たしていることを確認して、工業会等から証明書を発行してもらい、中小企業の皆様に設備メーカーから証明書を転送してもらうことを基本的な枠組みとしています。



※経済産業省のHPで、証明書を発行する工業会等のリストを掲載しています。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousai/kyousouryoku_kyouka/seisanseikou/list.pdf

(注) 証明書の申請様式は、中小企業投資促進税制と生産性向上設備投資促進税制(19ページ)で共通です。

● CHECK!!

例えば、冷凍ケース、照明設備などの建物附属設備をはじめ、中小企業投資促進税制の対象となっていない設備でも、別の税制優遇が受けられるものがあります。

中小企業の皆様は、21ページの商業・サービス業・農林水産業活性化税制や、19ページの生産性向上設備投資促進税制などを利用することも可能です。

それぞれの税制優遇の内容、対象設備、要件などは異なっていますので、よく比較・検討することが必要です。



中小企業投資促進税制

生産ライン・オペレーションの改善に資する設備の要件(B類型)

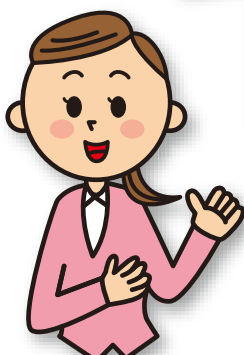
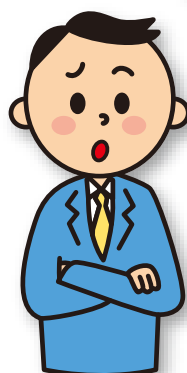
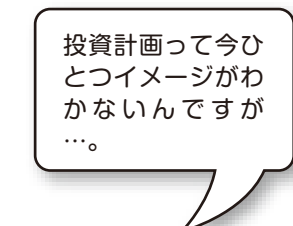
対象：機械装置、測定工具・検査工具、一定の電子計算機、一定のデジタル複合機、試験又は測定機器、一定のソフトウェア

- ①税理士又は公認会計士が内容を確認した投資計画について、設備投資による効果として年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けたものであること。

※投資利益率は、以下の計算式によります。なお、減価償却費とは企業会計上の減価償却費であり、特別償却分を含みません。また、増加額とは、設備取得等をする年度の翌年度以降3年間の平均額です。

「営業利益＋減価償却費」の増加額
設備投資額

- ②取得価額要件(11ページ参照)を満たしていること。ただし、電子計算機、ソフトウェアを複数取得して価額要件を満たす場合は、1台、1基当たりの取得価額が30万円以上であることが必要です。



例えば、500万円の製造機械と40万円のサーバーを5台導入して、営業利益が3年間で90万円増加する投資計画で考えてみましょう。製造機械とサーバーの減価償却費がそれぞれ年間50万、8万の場合、

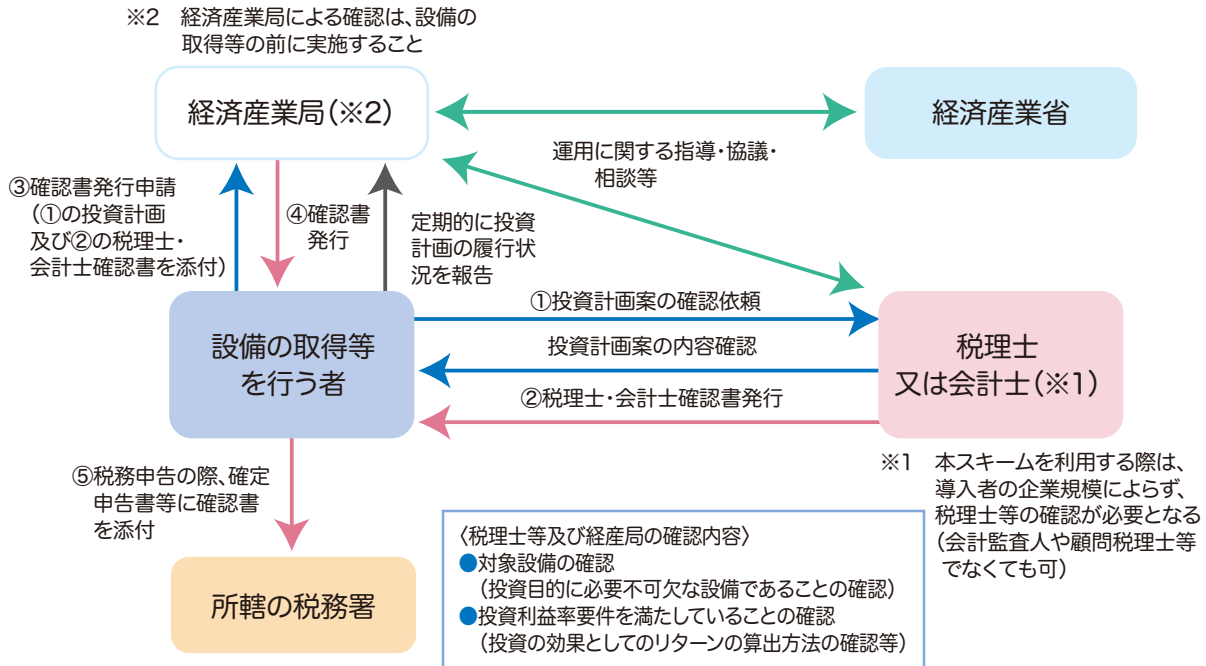
$$\frac{50万 + 8万 + 30万}{500万 + 200万} = \text{約} 13\%$$

となり、この製造機械とサーバーは条件を満たすこととなります。設備投資の計画がある場合は、税理士さんや公認会計士さんに予め相談してみましょう。

生産ライン、オペレーションの改善に資する設備の税制優遇を受けるための流れがわからない・・・

設備を買う前に、まずは、おつきあいのある税理士さん、公認会計士さんにご相談ください！

【生産ライン・オペレーションの改善に資する設備】は、投資計画を策定して、その内容を税理士、公認会計士にチェックしてもらうことが必要です。その上で、経済産業局の確認をとることになります。



<経済産業局連絡先>

	中小企業投資促進税制 (上乗せ措置)	生産性向上設備投資促進税制 (※) (19ページ参照)
北海道経済産業局	地域経済課 (直通：011-709-1782)	同左
東北経済産業局	中小企業課 (直通：022-221-4922)	地域経済課 (直通：022-221-4876)
関東経済産業局	中小企業課 (直通：048-600-0321)	地域経済課 (直通：048-600-0254)
中部経済産業局	中小企業課 (直通：052-951-2748)	地域振興課 (直通：052-951-2716)
中部経済産業局北陸支局	産業課 (直通：076-432-5401)	地域経済課 (直通：076-432-5518)
近畿経済産業局	中小企業課 (直通：06-6966-6065)	地域経済課 (直通：06-6966-6065)
中国経済産業局	地域経済課 (直通：082-224-5684)	同左
四国経済産業局	中小企業課 (直通：087-811-8529)	地域経済課 (直通：087-811-8513)
九州経済産業局	企業支援課 (直通：092-482-5435)	同左
沖縄総合事務局経済産業部	中小企業課 (直通：098-866-1755)	地域経済課 (直通：098-866-1730)

(※)申請様式、確認手続きの流れは中小企業投資促進税制と生産性向上設備投資促進税制で共通です。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業投資促進税制
- 6 生産性向上設備投資促進税制
- 7 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
- 8 少額減価償却資産の特例
- 9 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 10 固定資産税の特例措置
- 11 研究開発税制
- 12 雇用促進税制
- 13 所得拡大促進税制
- 14 事業承継税制
- 15 消費税の特例

よくある質問とその回答

Q1 適用事業年度

【問】 中小企業投資促進税制は、その事業年度中に購入し、支払いを完了していれば活用できるのですか？

【答】 対象資産を購入し、支払いを完了させただけでは、この特例は適用できません。
この特例は、対象資産をその事業年度中に取得し、かつそれを「稼動」することが要件です。
その事業年度中に支払いが完了していなくても、取得し稼動していれば、この特例は適用できます。

Q2 取得価額について

【問】 機械装置の取得に際して、販売代理店に引取運賃と据付費用を支払ったのですが、これらのものも中小企業投資促進税制の対象とすることができますか？

【答】 購入した機械装置の取得価額は、購入代価に引取運賃、購入手数料その他資産の購入の為に要した費用の額を加算した額とされています。したがって、機械装置の引取運賃及び据付費用は、その機械の取得価額を構成する費用に該当しますので、中小企業投資促進税制の適用対象となります。

Q3 対象となる電子計算機

【問】 中小企業投資促進税制の対象となる「電子計算機」とは、どのようなものですか？

【答】 この税制の対象になる「電子計算機」とは次のようなものです。
計数型の電子計算機(主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機能を有するものに限り、)のうち、処理語長が16ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量が(検査用ビットを除きます)16メガバイト以上の記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する付属の入出力装置(入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限り、)補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置(無線用のものを含みます)又は電源装置を含みます。

Q4 対象となるデジタル複合機

【問】 中小企業投資促進税制の対象となる「デジタル複合機」とは、どのようなものですか？

【答】 「デジタル複合機」とは、コピー機能やファックス機能、プリンター機能、スキャナー機能といった複合的な機能を有する事務機器とされていますが、この税制の対象となる「デジタル複合機」は、次の①～③のすべての機能を有するものです。

- ①紙面を光学的に読み取り、デジタル信号に変換し、色の濃度補正や縦横独立変倍、画像記憶を行う機能
- ②外部入力されたデジタル信号を画像情報に変換する機能
- ③記憶した画像情報を保存・送信・紙面に出力する機能

また、この税制の適用を受けるためには、これらの3つの機能を有するデジタル複合機が「インターネットに接続された」状態でなければならないとされています。

この「インターネットに接続された」状態とは、事業に使用する際にそのデジタル複合機がインターネットによるデータの送受信ができるよう外部の回線と現に接続できる状態であることをいいます。

1	軽減	法人税率の
2	繰越控除	欠損金の
3	繰戻還付	欠損金の
4	の特例	交際費課税
5	投資促進税制	中小企業
6	投資促進税制	生産性向上設備
7	化税制	商業・サービス業・農林水産業の活性化
8	資産の特例	少額減価償却
9	グリーン投資減税	環境関連投資促進税制
10	特例措置	固定資産税の
11	税制	研究開発
12	税制	雇用促進
13	促進税制	所得拡大
14	税制	事業承継
15	特例	消費税の

Q5 対象となるソフトウェア

【問】 中小企業投資促進税制で対象になるのは、どのようなソフトウェアですか？

【答】 合計の取得価額が70万円以上の一定のソフトウェアが対象となります。
ただし、複写して販売するための原本、開発研究用ソフトウェアは対象外となります。
また、サーバー用オペレーティングシステム、サーバー用仮想化ソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア、不正アクセス防御ソフトウェアのうち、国際標準化機構 (ISO) 及び国際電気標準会議 (IEC) の規格15408に基づく評価・認証がないものも対象外となります。
(詳しくは租税特別措置法施行規則第5条の8【所得税】、第20条の3【法人税】を御参照ください。)

Q6 価額要件

【問】 電子計算機とデジタル複合機の両方で取得価額が120万円以上であれば中小企業投資促進税制は使えますか？

【答】 使えません。この制度の適用要件は、電子計算機とデジタル複合機の合計の取得価額ではありません。この制度は、指定された器具及び備品ごとにその判定を行うこと、例えば電子計算機を何台か取得した場合にはその取得価額の合計額により判定を行うものであり、電子計算機とデジタル複合機等指定された器具及び備品のすべての取得価額の合計額によるものではありません。

Q7 リース資産の取扱い

【問】 リース資産については本税制の対象となりますか？

【答】 リース資産については、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については対象となります。ただし、ファイナンス・リース取引のうちの所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については、税額控除の規定のみの適用となります。

Q8 対象となる業種

【問】 中小企業投資促進税制では対象となる業種が決められていますが、この業種は会社の主業(「主たる事業」)である必要はありますか？

【答】 「主たる事業」でない場合でも適用可能です。例えば、複数の事業を営む会社が税制の対象となる設備を導入し、「主たる事業」とは別の事業(「従たる事業」)のためにその設備を使用する場合において、その「従たる事業」が税制の対象業種に該当していれば適用を受けられます。また、「主たる事業」と「従たる事業」の両方にその設備を使用する場合においても、その設備を使用する事業のいずれかが税制の対象業種に該当していれば、適用を受けることが可能です。

Q9 本税制が適用できるかどうかの確認

【問】 導入を検討している設備が本税制の対象になる設備かどうか、また、指定事業に該当しているかどうか確認したいのですが。

【答】 本税制の適用にあたっての御質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問合せ下さい。

6

生産性向上設備投資促進税制

～先端設備や生産ラインの改善に資する設備への投資を応援～

事業者が、機械装置等を導入した場合、特別償却又は税額控除が認められます。

制度の概要

本制度は、先端設備や生産ラインやオペレーションの改善に資する設備を取得や製作等した場合に、特別償却（取得価額の50%、ただし建物・構築物は25%）又は税額控除（取得価額の4%、ただし建物・構築物は2%）が選択適用できるものです。

（注1）税額控除額はその事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

適用期間

平成29年3月31日までに、以下の設備を取得等して事業の用に供した場合に適用となります。

類型	【A】先端設備	【B】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象設備（要件）	「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの ①最新モデル ②生産性向上 ③最低取得価額以上	「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの ①投資計画における投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上） ②最低取得価額以上

適用対象者

青色申告書を提出する個人事業主又は法人（中小企業に限られません。）

適用手続

本制度の適用手続として、類型毎に以下の手続が必要になります。

手続の流れについては、中小企業投資促進税制の上乗せ措置における確認手続の流れ（13～16ページ参照）と同様です。

【A】先端設備

対象設備のうち、要件（次ページ参照）を満たすものであることについて、工業会等の証明書が必要となります。

【B】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

対象設備のうち、要件（次ページ参照）を満たすものであることについて、公認会計士・税理士の事前確認を受けたのち、経済産業局の確認書が必要となります。

条文

旧租税特別措置法第10条の5の4（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の12の5（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】
第68条の15の6（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

要件

生産性向上設備に該当するには、【A】先端設備と【B】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備についてそれぞれ以下の要件を満たす必要があります。

<【A】先端設備>

- ①一定期間内(※)に販売された最新モデル(ソフトウェア組込型機械装置は、一代前モデルも含む)
 - ②旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの(ソフトウェアについては適用しません)
- (※機械装置:10年以内、器具備品:6年以内、工具:4年以内、建物、建物附属設備:14年以内、ソフトウェア:5年以内)

<【B】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備>

投資利益率が15%(中小企業者等(12ページ参照)は5%)以上であるとして経済産業局が確認した投資計画に記載された設備であること

対象設備

本制度の対象設備は、以下の表のとおりです。 ※()は、最低取得価額。

類型		【A】先端設備	【B】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象設備	機械装置	全て (単品 160 万円以上)	全て (単品 160 万円以上)
	建物	断熱材、断熱窓 (単品 120 万円以上)	全て (単品 120 万円以上)
	建物附属設備	・電気設備(照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く) ・冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ・昇降機設備 ・ブラインド ・日射調整フィルム (単品 120 万円又は単品 60 万円以上かつ合計 120 万円以上)	全て (単品 120 万円以上又は単品 60 万円以上かつ合計 120 万円以上)
	構築物	—	全て (単品 120 万円以上)
	器具備品	・サーバー用の電子計算機(中小企業者等に限る) ・試験又は測定機器 ・冷凍機又は冷蔵機付き陳列棚及び陳列ケース ・冷房用又は暖房用機器 ・氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー (単品 120 万円又は単品 30 万円以上かつ合計 120 万円以上)	全て (単品 120 万円以上又は単品 30 万円以上かつ合計 120 万円以上)
	工具	ロール (単品 120 万円以上又は単品 30 万円以上かつ合計 120 万円以上)	全て (単品 120 万円以上又は単品 30 万円以上かつ合計 120 万円以上)
	ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの (中小企業者等に限る) (単品 70 万円以上又は単品 30 万円以上かつ合計 70 万円以上)	全て (単品 70 万円以上又は単品 30 万円以上かつ合計 70 万円以上)

(注) 中古品、貸付の用に供する設備等は原則として対象外です。

1 軽減法人税率の

2 繰越控除の欠損金の

3 繰戻還付の欠損金の

4 交際費課税の特例

5 中小企業投資促進税制

6 生産性向上設備投資促進税制

7 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

8 少額減価償却資産の特例

9 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)

10 固定資産税の特例措置

11 研究開発税制

12 雇用促進税制

13 所得拡大促進税制

14 事業承継税制

15 消費税の特例

7

商業・サービス業・
農林水産業活性化税制

～商業・サービス業を活気づける!～

商業・サービス業等を営む中小企業者等が経営改善に資する設備を導入した場合、特別償却又は税額控除が認められます。

制度の概要

本制度は、器具備品、建物附属設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できるものです。

(注1) 税額控除は、資本金又は出資金の額が3,000万円を超える法人以外の法人、個人事業主のみ適用されます。また、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

(注2) 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

適用期間

平成29年3月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供した場合に適用となります。

適用対象者

アドバイス機関(※1)から、経営改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けた、青色申告書を提出する特定中小企業者等(※2)

※1 アドバイス機関とは、

認定経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、都道府県農業会議、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、都道府県生活衛生営業指導センターを指します。

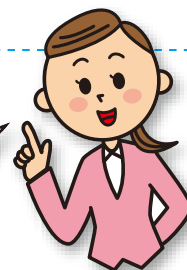
※2 特定中小企業者等とは、

- ・資本金または出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・中小企業等協同組合、出資組合である商工組合、商店街振興組合を指します。

ただし、次の法人等は対象となりません。

- ・大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人または資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける子会社
- ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社
- ・アドバイス機関(認定経営革新等支援機関等)

この税制の適用を受けるには、アドバイス機関からのアドバイスを受けることが必要です。商業・サービス業の皆様が設備投資を検討している場合には、アドバイス機関に相談してみてください。



条文

租税特別措置法第10条の5の2(特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)【所得税】
第42条の12の3(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【法人税】
第68条の15の4(特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【連結法人】

対象設備

アドバイス機関から経営の改善に資する資産として、書類（経営改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類）に記載された設備を指定事業（※）の用に供した場合に対象となります。

設備とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の建物附属設備で1台の取得価額が60万円以上のもの、器具及び備品で1台又は1基の取得価額が30万円以上のもののうち、経営の改善に資するために取得する以下の設備です。なお、中古品、貸付の用に供する設備等は原則として対象外です。

器具及び備品として規定されている

- ①家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品
- ②事務機器及び通信機器
- ③時計、試験機器及び測定機器
- ④光学機器及び写真製作機器
- ⑤看板及び広告器具
- ⑥理容又は美容機器
- ⑦娯楽又はスポーツ器具 等

建物附属設備として規定されている

- ①電気設備
- ②給排水又は衛生設備及びガス設備
- ③冷房、暖房、通風又はボイラー設備
- ④エヤーカーテン又はドア自動開閉設備
- ⑤アーケード又は日よけ設備
- ⑥店用簡易装備
- ⑦可動間仕切り 等

（※）指定事業

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業））、農業、林業、漁業、水産養殖業

（※1）製造業、建設業、医療業、娯楽業（映画業を除く）等は、対象になりません。

（※2）風俗営業法上の風俗営業に該当する料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については、生活衛生同業組合の組合員が事業を行う場合に限り対象となります。なお、風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業については、対象になりません。

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㊦割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「適用」の欄に特例名（「措法10条の5の2」）を記入すること
- ・税額控除の場合、「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」（特定中小企業者等が取得した経営改善設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）と「適用額明細書」を添付すること
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）と「適用額明細書」を添付すること

<個人事業主・法人共通>

アドバイス機関から指導助言を受けたことを明らかにする書類として、中小企業者等の氏名・名称、取得する設備の明細、アドバイス機関の氏名・名称、アドバイス機関の住所・所在地、アドバイスをを行った年月日、アドバイスの内容等が記載されたものが必要です。厳密な様式があるものではありませんが、中小企業庁のホームページに書類のひな形を掲載しています。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150401zeisei.htm>)

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業投資促進税制
- 6 生産性向上設備投資促進税制
- 7 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
- 8 少額減価償却資産の特例
- 9 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 10 固定資産税の特例措置
- 11 研究開発税制
- 12 雇用促進税制
- 13 所得拡大促進税制
- 14 事業承継税制
- 15 消費税の特例

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

よくある質問とその回答

Q1 認定経営革新等支援機関とは

【問】 認定経営革新等支援機関とは何ですか。

【答】 認定経営革新等支援機関とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、中小企業者が安心して経営相談等を受けられるように、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者として国が認定した金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等のことです。全国で約25,000の経営革新等支援機関が認定されており（平成28年3月31日時点）、中小企業庁のホームページにて認定を受けた機関の一覧を公表しています。

（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>）

Q2 対象となる業種

【問】 商業・サービス業・農林水産業活性化税制では対象となる業種が決められていますが、この業種は会社の主業（「主たる事業」）である必要はありますか。

【答】 「主たる事業」でない場合でも適用可能です。例えば、複数の事業を営む会社が税制の対象となる設備を導入し、「主たる事業」とは別の事業（「従たる事業」）のためにその設備を使用する場合において、その「従たる事業」が税制の対象業種に該当していれば適用を受けられます。

また、「主たる事業」と「従たる事業」の両方にその設備を使用する場合においても、その設備を使用する事業のいずれかが税制の対象業種に該当していれば、適用を受けることが可能です。

Q3 設備の導入とアドバイスのタイミングについて

【問】 本税制の適用を受けるためには、設備の導入前に、アドバイスを受けたことを明らかにする書類の交付をアドバイス機関から受けておかなければならないのですか。

【答】 アドバイス機関からのアドバイスは設備の導入前に受けておく必要がありますが、アドバイスを受けたことを明らかにする書類の交付は設備の導入後であってもかまいません。なお、本税制の適用を受けるためには、所得税又は法人税の確定申告書にアドバイスを受けたことを明らかにする書類の写しを添付する必要があります。

Q4 本税制が適用できるかどうかの確認

【問】 導入を検討している設備が本税制の対象になる設備かどうか、また、指定事業に該当しているかどうか確認したいのですが。

【答】 本税制の適用にあたっての御質問は、税理士、認定経営革新等支援機関等又は最寄りの税務署等にお問合せ下さい。



8

少額減価償却資産の特例

平成28年度税制改正で改正

～30万円未満の資産は即時に全額経費にできます～

中小企業は、取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）であれば、即時にその全額を経費として算入することができます。

制度の概要

この制度は、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」といいます。

適用期間

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産を平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得等して、事業の用に供した場合に適用となります。（合計 300 万円まで）

適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等（12 ページ参照）

（注）中小企業者等でも、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人は、対象になりません。

適用手続

<個人事業主>

青色申告決算書の「減価償却費の計算」の「摘要」欄に「措法 28 の 2」と記載すること

<中小法人>

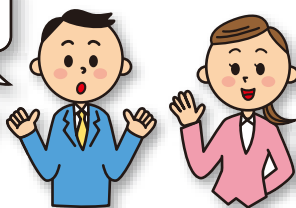
法人税の確定申告書に「別表（少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書）」と「適用額明細書」を添付すること

<少額の減価償却資産の取扱い>

取得価額	10万円未満	20万円未満	30万円未満 ※中小企業者等のみ
必要経費、損金への算入	全額損金算入	3年間均等償却	全額損金算入
限度額	—	—	合計 300 万円以下

この税制はどんな資産にでも使えるの？

中古品でもいいの？ 中小企業投資促進税制は新品しかダメと聞いたことがあるんだけど…



機械でもパソコンでもソフトウェアでも何でも OK よ！

中古品でも大丈夫。でも、この税制の対象となった償却資産は、償却資産税の対象にはなるので注意してね。

条文

租税特別措置法第28条の2（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例）【所得税】
第67条の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）【法人税】
第68条の102の2（中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）【連結法人】

● CHECK!!

平成28年度税制改正で、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人が適用対象から除外され、適用期間が2年延長されました。

- 1 軽減 法人税率の
- 2 繰越控除 欠損金の
- 3 繰戻還付 欠損金の
- 4 の特例 交際費課税
- 5 投資促進税制 中小企業
- 6 投資促進税制 生産性向上設備
- 7 化税制 商業・サービス業・農林水産業等
- 8 資産の特例 少額減価償却
- 9 環境関連投資促進税制 環境関連投資
- 10 特例措置 固定資産税の
- 11 研究開発 研究開発
- 12 雇用促進 雇用促進
- 13 所得拡大 所得拡大
- 14 事業承継 事業承継
- 15 消費税の特例 消費税の特例

環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

個人事業主

法人

平成28年度税制改正で改正

～再生可能エネルギーの導入や省エネ推進に向けた投資を支援します～

中小企業者等が、省エネ・低炭素設備等を導入した場合、特別償却又は税額控除が認められます。

制度の概要

本制度は、エネルギー環境負荷低減推進設備等（次ページ参照）を取得等し、国内にあるその企業の事業の用に供した場合、中小企業者等については取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用ができるものです。

- （注1）税額控除額はその事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。
- （注2）特別償却については、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を、翌事業年度に繰り越すことができます。
- （注3）風力発電設備の即時償却は平成28年3月31日で終了しました。
- （注4）プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車については、特別償却のみ適用可能です。

適用期間

- 適用期間は、平成30年3月31日までです。
- 指定期間内に、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得等し、それから1年以内に、国内にある個人事業主又は法人の事業の用に供する必要があります。

<対象設備>

指定期間：平成30年3月31日までに、取得、製作、建設する。

1年以内に、国内にある個人事業主又は法人の事業の用に供する

特別償却
30%

税額控除
7%

（※）中小企業者等のみ

適用対象者

青色申告書を提出する個人事業主又は法人（中小企業に限られません。）

※税額控除は中小企業者等（12ページ参照）のみ適用されます。

条文

租税特別措置法第10条の2（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の5（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】
第68条の10（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却費の計算」の「㊦割増（特別）償却費」の欄に特別償却費の額を、「摘要」の欄に特例名（例：「措法 10 の 2」）を記入すること
- ・税額控除の場合、「エネルギー環境負荷低減推進設備を所得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表（エネルギー環境負荷低減推進設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）」と「適用額明細書」を添付すること
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）」と「適用額明細書」を添付すること

対象設備

本制度の対象設備は、エネルギー利用の目的により以下の 2 つの区分（別表）に分けられています。区分により税務申告の処理の方法が異なります。

資産の区分	エネルギー環境負荷低減設備等	備 考
【別表 1】 新エネルギー利用設備等	①太陽光発電設備 ②風力発電設備 ③中小水力発電設備 ④地熱発電設備 ⑤下水熱利用設備 ⑥バイオマス利用装置	そのまま税務申告する。
【別表 2】 二酸化炭素排出抑制設備等	①コンバインドサイクル発電ガスタービン ②プラグインハイブリッド自動車 ③エネルギー回生型ハイブリッド自動車 ④電気自動車	対象設備がグリーン投資減税設備の同等かそれ以上であることを証明する制度をご利用いただけます。

● CHECK!!

国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等したものは、対象外となります。

1 軽減
法人税率の

2 繰越
欠損金の
控除

3 繰戻
欠損金の
還付

4 の交
特例 際費課税

5 投資
中小企業
促進税制

6 投資
生産性向上設備
促進税制

7 化税制
・農林水産業
・商業サービス業
の活性化

8 資産
少額減価償却
の特例

9 環境
促進税制
（グリーン投資減税）
関連投資

10 特例
措置
固定資産税の

11 税制
研究開発

12 税制
雇用促進

13 促進
所得拡大
税制

14 税制
事業承継

15 特例
消費税の

10

固定資産税の特例措置

平成28年度税制改正で創設

～機械装置を導入した場合、固定資産税が軽減されます～

中小企業が新たに機械装置を導入した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

制度の概要

中小企業等経営強化法に基づき中小企業が作成する「経営力向上計画」に記載された機械装置を導入した場合、3年度分の固定資産税が2分の1に軽減されます。

適用期間

中小企業等経営強化法の施行日から平成30年度末までに取得した機械装置が対象

(注) 施行日は平成28年4月1日時点で未定です。

適用対象者

中小企業者等 (12 ページ参照)

対象設備

次の要件を満たす機械装置が対象です。

(1) 中小企業等経営強化法に基づき中小企業者等が作成する「経営力向上計画」(※1)に記載された経営力向上設備等 (※2)

※1 「経営力向上計画」は主務大臣の認定を受ける。

※2 経営力向上設備等とは、以下の①及び②等を満たすもの

①旧モデルと比べて年平均1%以上生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)を向上させるもの

②取得する年度から10年以内に販売が開始されたもの(新品)

経営力向上計画とは、

顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)のこと。

(2) 取得価額が単品 160 万円以上のもの

適用手続

平成28年4月1日時点では未定です。中小企業等経営強化法の成立後、中小企業庁HP等で御案内致します。

法人税率の軽減

欠損金の繰越控除

欠損金の繰戻還付

交際費課税の特例

中小企業投資促進税制

生産性向上設備投資促進税制

商業サービス・農林水産業活性化税制

少額減価償却資産の特例

環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)

固定資産税の特例措置

研究開発税制

雇用促進税制

所得拡大促進税制

事業承継税制

消費税の特例

～試験研究費の一定割合を税額控除することができます～

中小企業者等の各事業年度において、損金に算入される試験研究費の額がある場合には、試験研究費の額の一定割合について税額控除が認められます。

・試験研究費の額

製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する原材料費、人件費(専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係る費用に限ります^{*1)}、委託費、経費等の額をいいます。

ただし、試験研究費に充てるために他の者から支払を受ける金額(例えば受託試験研究費等)がある場合は、その金額を控除した金額が試験研究費の額となります。

制度の概要

試験研究費の総額の12%を税額控除できること(①総額型(中小企業技術基盤強化税制))に加え、特別試験研究費(国の試験研究機関・大学・その他の者との共同研究に要する経費等、国の試験研究機関・大学・中小企業者等への委託研究に要する経費等及び中小企業者に対して支払う知的財産権の使用料)については、②特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)として20%又は30%を税額控除できます。また、要件を満たせば「上乗せ措置」として、さらに③増加型、④高水準型のいずれかを選択して税額控除できます。詳細は以下の表のとおりです。

	①総額型	②オープンイノベーション型	③増加型 ← 選択 →	④高水準型
措置の内容	試験研究費の額がある場合	特別試験研究費 ^{*2} の額がある場合	試験研究費の増加額が5%を超える場合 ^{*4・*5}	試験研究費の額が、平均売上金額 ^{*7} の10%相当額を超える場合
税額控除対象	試験研究費の総額	特別試験研究費	試験研究費の増加額	平均売上金額の10%相当額に対する試験研究費の超過額
税額控除率	12%	20%又は30% ^{*3}	5～30% ^{*6}	超過税額控除割合 ^{*8}
税額控除限度	当期法人税額の25%相当額	当期法人税額の5%相当額	当期法人税額の10%相当額	当期法人税額の10%相当額

条文

租税特別措置法第10条(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)【所得税】
 第42条の4(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)【法人税】
 第68条の9(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)【連結法人】

1 軽減 法人税率の

2 繰越控除 欠損金の

3 繰戻還付 欠損金の

4 の特例 交際費課税

5 投資促進税制 中小企業

6 投資促進税制 生産性向上設備

7 化税制 商業・サービス業・農林水産業の活性化

8 資産の特例 少額減価償却

9 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)

10 固定資産税の特例措置

11 研究開発税制

12 雇用促進税制

13 所得拡大促進税制

14 事業承継税制

15 消費税の特例

中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）

- ※ 1 人件費に係る「専ら」要件の税務上の取扱いについては、国税庁HPをご参考下さい。
国税庁URL <https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/031225/01.htm>
- ※ 2 特別試験研究費として計上した額については、中小企業技術基盤強化税制・総額型の控除の対象となる試験研究費として計上することはできません。
- ※ 3 大学・特別研究機関等との共同・委託研究：30%、その他：20%
- ※ 4 試験研究費の増加額は、当該年度の試験研究費から過去3事業年度の試験研究費の平均額（比較試験研究費）を控除した残りの額とします。
- ※ 5 本制度の適用を受けるには、当該年度の試験研究費の額が前2事業年度のうち最も多い事業年度の試験研究費の額（基準試験研究費）を超えている必要があります。
- ※ 6 試験研究費の増加した割合（ただし、上限30%）
- ※ 7 平均売上金額とは、当該年度に前3年を加えた計4年間の平均売上金額とします。
- ※ 8 超過税額控除割合とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じた割合とします。

適用期間

①総額型

適用期限なし（恒久措置）

②オープンイノベーション型

適用期限なし（恒久措置）

③増加型・④高水準型

平成28年度末まで

適用対象者

青色申告を提出する中小企業者等（12ページ参照）

適用手続

この制度の適用を受けるためには、控除を受ける金額を確定申告書等に記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して申告する必要があります。

制度改正の概要

本税制は、平成27年度税制改正で、以下のとおり改正措置が講じられることとなりました。（※平成27年4月1日から適用）。ぜひこの機会に、本税制の活用・研究開発費の増加についてご検討ください。

【改正の内容】

・総額型の控除上限の引上げ及び恒久措置化

平成26年度末までの措置では総額型の控除上限が30%（恒久措置20%＋時限措置10%）でしたが、平成27年度から総額型の控除上限が25%となり、恒久措置となりました。

・オープンイノベーション型の別枠化

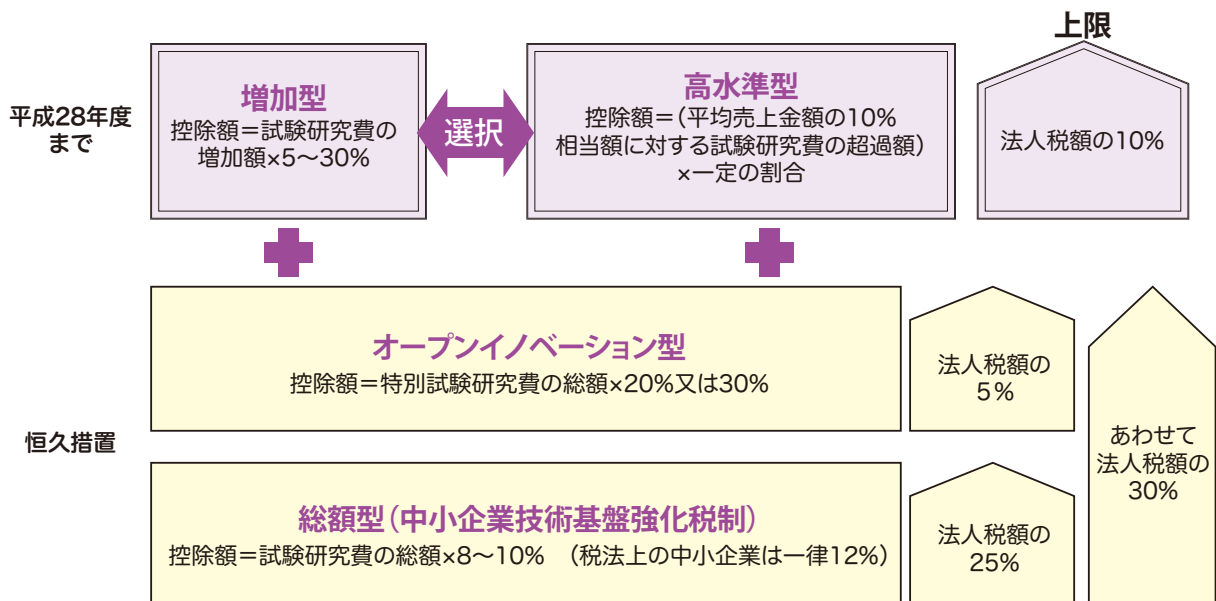
平成26年度末までは総額型の中に特別試験研究費税額控除制度（控除額は特別試験研究費の12%）として組み込まれておりましたが、平成27年度より別枠化され、控除率は特別試験研究費の20%又は30%、控除上限は法人税額の5%（恒久措置）となりました。

・特別試験研究費の対象費用等の追加

中小企業者に対して支払う知的財産権の使用料を特別試験研究費の対象費用に追加しています。

また、委託研究における委託先の対象として、公益法人・地方公共団体の機関・地方独法等を追加しています。

総額型（中小企業技術基盤強化税制）、オープンイノベーション型及び上乘せ部分（増加型又は高水準型）を合算し、法人税額から控除。ただし、それぞれ、法人税額の25%、5%、10%が上限。



12

雇用促進税制

平成28年度税制改正で改正

～従業員の新規の雇用を応援します～

中小企業者等が、雇用者を2人以上かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした場合、雇用機会が特に不足している同意雇用開発促進地域に所在する事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用増加人数1人当たり40万円の税額控除が受けられます。

制度の概要

本制度は、同意雇用開発促進地域（※1）に所在する事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者（※2）増加数（前期末の雇用者数から増えた雇用者の数）×40万円の税額控除が適用されるものです。

（※1）地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条に規定する同意雇用開発促進地域をいいます。詳しくはこちらを御覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiiki-koyou_02a.pdf

（※2）雇用者とは、雇用保険の一般被保険者をいい、特殊関係者（役員の親族、事実上婚姻の関係にある者、法人の役員又は個人事業主から生計の支援を受けている者等）を除きます。

適用期間

平成30年3月31日までの間に開始する事業年度（個人事業主の場合は、平成30年中）

適用対象者

青色申告を提出する個人事業主又は法人（中小企業に限られません。）

適用手続

この制度の適用を受けるためには、あらかじめ、「雇用促進計画」をハローワークに提出することのほか、次の1～5までの要件を満たしていることが必要です。

※次の1～5は、中小企業者等（中小企業者等の範囲は12ページ参照）の要件です。

- 1 適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと（事業年度が1年でない場合は、適用年度開始の日前1年以内に開始した事業年度）
- 2 雇用者増加数を2人以上増加させていること
雇用者増加数＝適用年度末日の雇用者数－前事業年度末日の雇用者数
- 3 雇用増加割合を10%以上増加させていること

$$\text{雇用増加割合} = \frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$$

- 4 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること
給与等支給額
適用年度の所得の計算上必要経費又は損金に算入される給与等で、雇用者に対して支給するものをいいます。
比較給与等支給額
＝前事業年度の給与等支給額＋（前事業年度の給与等支給額×雇用増加割合×30%）
- 5 風俗営業等を営む事業主ではないこと

<具体的な計算例は次ページ参照>

条文

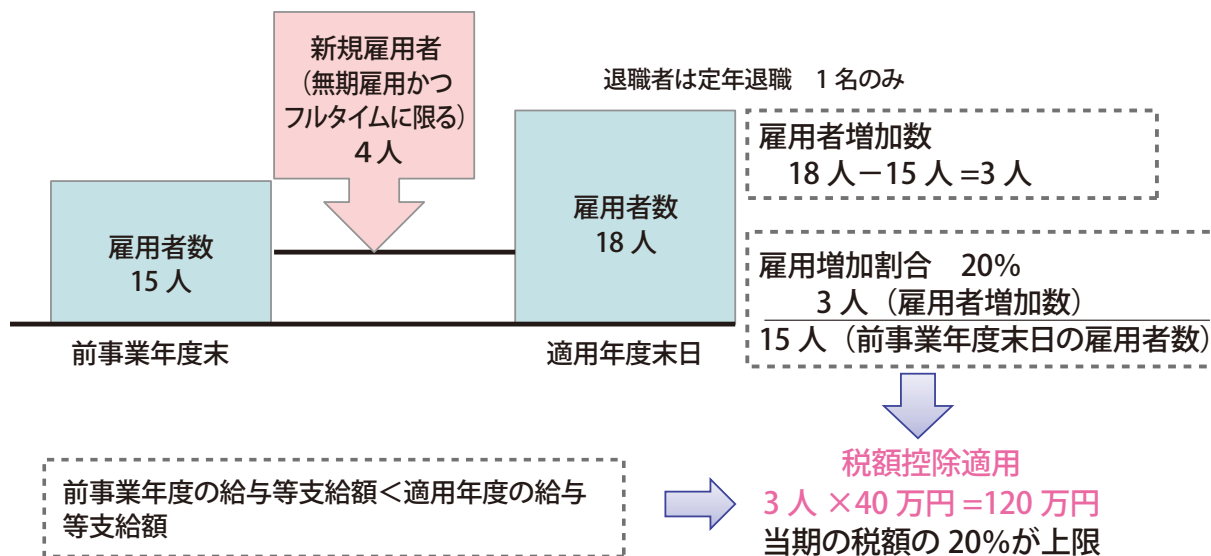
租税特別措置法第10条の5（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の12（特定の地域において雇用者が増加した場合の法人税額の特別控除）【法人税】
第68条の15の2（特定の地域において雇用者が増加した場合の法人税額の特別控除）【連結法人】

● CHECK!!

原則として（※）、同意雇用開発促進地域内に所在する事業所は一の雇用保険適用事業所となる必要があります。計画開始時に雇用保険適用事業所番号を取得できるよう、必要に応じた手続きを行ってください。ご相談はお近くのハローワークまたは労働局までお問い合わせください。

（※）やむを得ない事情により同意雇用開発促進地域内に所在する事業所を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合には、計画終了時において、例外的に、別途資料を提出する必要があります。

＜中小企業者等同意雇用開発促進地域内に所在する事業所における計算例＞



確定申告までの流れ

1. 雇用促進計画を作成・提出

適用年度(個人事業主の場合は適用年)の開始後2カ月以内に、雇用促進計画を作成し、本社・本店を管轄するハローワークに提出してください。

ハローワークからは、提出された雇用促進計画に受付印を押印して返却されます。
返却された雇用促進計画は大切に保管してください。

2. 雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後2カ月以内(個人の場合は3月15日まで)に、本社・本店を管轄するハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。

ハローワークでは、提出された書類を預かり、雇用促進計画の達成状況を確認しますが、確認に2週間(4月、5月は1カ月程度)かかりますので、確定申告期限に間に合うよう、余裕を持って送付してください。

(ハローワークから返送)

3. 税務署に確定申告

達成状況の確認を受けた雇用促進計画の写し、適用額明細書を確定申告書に添付して、税務署に申告してください。

● CHECK!!

平成28年度から、雇用促進税制と所得拡大促進税制(33ページ)を同時に適用することが可能になりました。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業投資促進税制
- 6 生産性向上設備投資促進税制
- 7 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
- 8 少額減価償却資産の特例
- 9 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 10 固定資産税の特例措置
- 11 研究開発税制
- 12 雇用促進税制
- 13 所得拡大促進税制
- 14 事業承継税制
- 15 消費税の特例

13 所得拡大促進税制

～従業員の給与を増額すると、税負担が軽減されます～

青色申告をする中小企業者が、一定の割合以上従業員への給与を増額した場合、その増加額の10%分の税額控除が認められます。

制度の概要

本制度は、法人や個人事業主が従業員への給与等の支給を増加した場合に、その増加額の10%分を法人税額や所得税から控除できるものです。

※税額控除額はその事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。(中小企業者以外は10%)

適用期間

平成30年3月31日までの期間内に開始する各事業年度についてご利用いただけます。

適用対象者

青色申告書を提出する個人事業主又は法人（中小企業者に限られません）。

適用手続

本制度は、確定申告書等に、税額控除の対象となる給与等支給増加額・控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書「雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額（個人事業主は所得税額）の特別控除に関する明細書」の添付が必要です。

控除される金額は、その添付された書類に記載された、給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限られます。

適用要件

この制度の適用を受けるには、適用しようとする年度において次の①～③の要件を全て満たしていることが必要です（次ページ以降で詳述）。

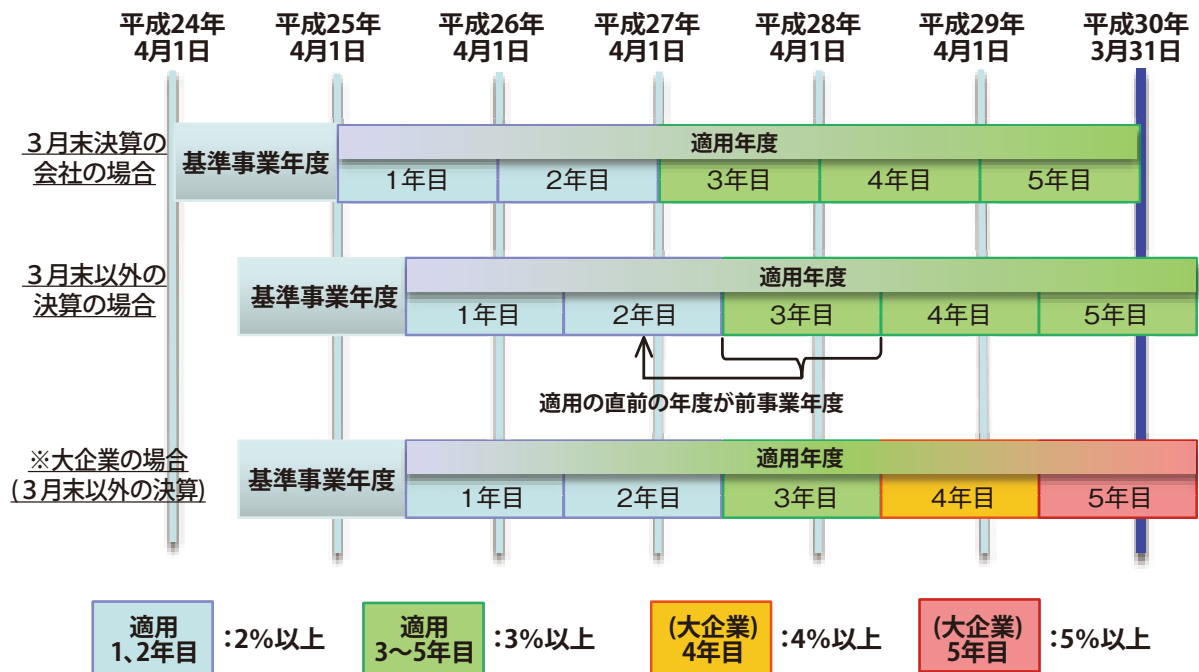
- ① 基準事業年度より、給与等支給額を2%～3%増加させていること（ただし中小企業者の場合）
- ② 給与等支給額が前事業年度以上であること
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度を上回っていること

条文

租税特別措置法第10条の5の3（雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の12の4（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）【法人税】
第68条の15の5（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）【連結法人】

各要件の計算方法

まず「適用年度」「基準事業年度」「前事業年度」の3つの事業年度について確認します。



<要件①>雇用者給与等支給額が基準事業年度より一定割合増加していること。

適用年度に計算上損金の額に算入される「国内雇用者」に対する「給与等」の支給額（「雇用者給与等支給額」といいます）が、基準事業年度の雇用者給与等支給額（「基準雇用者給与等支給額」といいます）と比較して一定割合増えていることを確認します。各年度において必要な増加割合は下の表の通りです。（ただし、中小企業者の場合）

事業年度	増加要件
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	2 %
平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	3 %

<要件②>適用年度の雇用者給与等支給額が前事業年度以上であること。

「雇用者給与等支給額」が、前事業年度の雇用者給与等支給額（「比較雇用者給与等支給額」といいます）以上であることを確認します。

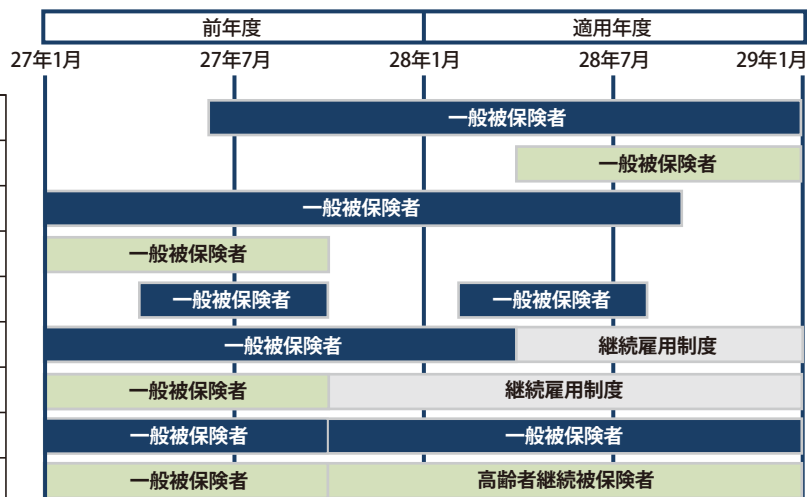
所得拡大促進税制

<要件③>平均給与等支給額が前事業年度を上回っていること。

雇用者給与等支給額の内、雇用保険法の一般被保険者である継続雇用者(適用年度と前事業年度において給与等の支給がある国内雇用者)に係る金額の合計を、適用年度と前事業年度でそれぞれ計算します。その額から、高年齢者雇用安定法に基づく「継続雇用制度」の対象者に支給された給与等を引いた値を算出します(「継続雇用者給与等支給額」といいます)。計算の対象となる部分は下図のとおりです。

継続雇用者給与等支給額

27年6月：新規採用
28年4月：新規採用
28年10月：退職
27年10月：退職
27年4月～10月及び28年2月～8月にかけて週20時間以上アルバイト
28年4月：60歳定年退職 28年4月：継続雇用制度
27年10月：60歳定年退職 27年10月：継続雇用制度
27年10月に60歳となったが、継続雇用制度ではない者
27年10月：65歳定年退職 27年10月：再雇用



次に、各月ごとの給与等の支給の対象となる「月別支給対象者数」(継続雇用者給与等支給額又は継続雇用者比較給与等支給額に係る継続雇用者の数)を数えます。同一の継続雇用者が、同一月に2回以上の給与や賞与等の支給を受けた場合も、その月のその継続雇用者は1人と数えます。

最後に「継続雇用者給与等支給額」及び「継続雇用者比較給与等支給額」をそれぞれの「月別支給対象者数」で割り、適用年度と前事業年度の「平均給与等支給額」を計算します。そして適用年度の平均給与等支給額が前事業年度を上回っていることを確認します。

以上、①～③の要件を全て満たした場合、「制度の概要」にある税額控除を受けることができます。

よくある質問とその回答

Q1 申請方法について

【問】 本制度の利用に際し、事前に認定を受けたり、書類の提出・届出を行う必要はあるのか。

【答】 本制度の利用に際し、税務申告より前に特段の手続きを行う必要はありません。
ただし、本制度の適用を受けるためには、法人税（個人事業主の場合は所得税）の申告の際に、確定申告書等に、税額控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

Q2 中小企業者の定義について

【問】 中小企業者の定義は何か。個人企業は中小企業者に該当するのか。

【答】 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合（1つの法人により50%又は複数の法人合計で3分の2）以上を大規模法人（資本金の額が1億円超の法人、その他一定の法人）に所有されていない法人、及び資本又は出資を有しない法人又は個人で常時使用する従業員の数が1,000人以下のものをいいます。

Q3 国内雇用者について

【問】 国内雇用者とはどのような者か。また役員の特殊関係者とは誰を指すのか。

【答】 法人又は個人事業主の有する国内の事業所に勤務する雇用者を指します。国内雇用者には、パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員や役員の特殊関係者は国内雇用者とはなりません。

また、特殊関係者とは役員の親族を指します。親族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当します。また、当該役員と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員から生計の支援を受けている者も特殊関係者に含まれます。

Q4 給与等に含まれる金額について

【問】 本制度における給与等には何が当てはまるのか。

【答】 俸給・給与・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（給与所得として課税される給与）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。

ただし、賃金台帳に記載された支給額（所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。）のみを対象として計算する等、合理的な方法により継続して給与等支給額の計算をしている場合は、給与等に含まれることが認められます。なお、使用人兼務役員を含む役員やその特殊関係者は国内雇用者に該当しないことから、これらの者に支給される役員報酬などの給与は、所得拡大促進税制上計算対象から除外することとされています。

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業投資促進税制

6 生産性向上設備投資促進税制

7 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

8 少額減価償却資産の特例

9 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

10 固定資産税の特例措置

11 研究開発税制

12 雇用促進税制

13 所得拡大促進税制

14 事業承継税制

15 消費税の特例

所得拡大促進税制

Q5 出向等の扱いについて

【問】 出向元法人における出向者の扱いについて。

【答】 「給与等に充てるため他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払いを受けた金額」は給与等支給額から控除するため、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人に対する給与を出向元法人(出向者を出向させている法人)が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人(出向元法人から出向者の出向を受けている法人)から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額は雇用者給与等支給額から控除します。

【問】 出向先法人における出向者の扱いについて。

【答】 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、給与等支給額に含まれます。従って、出向先法人の賃金台帳に記載が無い場合は、当該出向者への給与は出向先法人の雇用者給与等支給額には含まれません。

Q6 基準事業年度と適用年度の月数が異なる場合

【問】 基準事業年度(又は前事業年度)の月数が適用年度の月数と異なる場合、どのように計算すれば良いのか。

【答】 基準事業年度の月数が適用年度の月数と異なる場合、基準事業年度の雇用者給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じて、これを基準事業年度の月数で除して計算した金額を基準雇用者給与等支給額とします。

前事業年度と適用年度の月数が異なる場合も同様の方法で比較雇用者給与等支給額を計算します。

【問】 新設法人等で基準事業年度がない場合どのように計算すれば良いのか。

【答】 基準事業年度がない場合でも、本税制を適用できます。この場合、基準雇用者給与等支給額は、事業を開始し初めて給与等を支給した事業年度の雇用者給与等支給額の70%に相当する金額とすると規定されています。

Q7 継続雇用者について

【問】 継続雇用者だが、一般被保険者に該当する年度が片方しかない者はどう扱えば良いのか。

【答】 継続雇用者に該当しますが、前事業年度・適用年度のどちらかしか一般被保険者に該当する月がない方については、適用年度のみ該当する月がある方は当該月の人数・給与等ともに計算に含めますが、前事業年度のみ該当する月がある方はその該当月の人数・給与等は計算に含めません。

【問】 継続雇用者に該当する者が0人の場合、適用できないのか。

【答】 継続雇用者に該当する者が0人の場合、継続雇用者の人数は前事業年度・適用年度ともに1人とし、継続雇用者給与等支給額については前事業年度が0円、適用年度は1円となります。そのため、平均給与等支給額に関する要件は満たすことになります。

【問】 一般被保険者とはどのような者か。

【答】 一般被保険者とは、労働者のうち、65歳以上で雇用されている者や、1週間の所定労働時間が20時間未満の者等を除いた者(雇用保険の加入対象となる者)で、かつ高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者を指します。

【問】 継続雇用制度の対象者とはどのような者か。

【答】 「継続雇用制度」の対象者は、高年齢者雇用安定法に基づくものに限り、そのため、就業規則に「継続雇用制度」を導入している旨の記載があり、かつ雇用契約書や賃金台帳等のいずれかに、継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載があることが条件です。

14

事業承継税制

平成27年に大幅拡充

～スムーズな事業承継のために～

中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、法人の場合、非上場会社の株式に係る相続税、贈与税の納税が猶予及び免除される事業承継税制があり、平成27年より大幅に拡充されています（P 50参照）。事業承継税制の活用にあたっては、一定の要件（P43、46参照）を満たすことと、非上場株式の価格について一定のルールに基づいた評価を行う必要があります（P 47、48参照）。

また、個人事業者については、一定の宅地等を相続した場合に、相続税の課税価格から一定の割合を減額する小規模宅地の特例が措置されています（P 49参照）。

相続税の概要

相続税とは、相続により財産を取得した場合に、その取得した財産にかかる税金です。

一般的に、事業承継時には事業継続に必要な資産（株式、不動産等）も相続税の課税対象となります。

(1) 課税価格の計算

・各相続人等が 取得した財産 の価額 ・生命保険金 ・死亡保険金	-	被相続人の 債務・葬式 費用	+	相続等により財産を取 得した人が、相続開始 前3年以内に被相続人 から受けた贈与財産	+	相続時精算課 税制度（P 40） の適用を受けた 贈与財産	=	課 税 価 格
--	---	----------------------	---	---	---	--	---	------------------

(2) 課税遺産総額の計算

課税価格の 合計額	-	遺産に係る基礎控除額 (3,000万円+600万円×法定相続人の数)	=	課税遺産総額
--------------	---	---------------------------------------	---	--------

条文

○非上場会社の株式に係る相続税、贈与税の納税猶予及び免除制度

租税特別措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）

第70条の7の2（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）

第70条の7の3（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）

第70条の7の4（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）

1 軽減
法人税率の2 繰越控除
欠損金の3 繰戻還付
欠損金の4 の特例
交際費課税5 投資促進税制
中小企業6 投資促進税制
生産性向上設備7 化税制
・農業サービス業
・農林水産業活性8 資産の特例
少額減価償却9 環境関連投資
促進税制
（グリーン投資減税）10 特例措置
固定資産税の11 研究開発
税制12 雇用促進
税制13 所得拡大
促進税制14 事業承継
税制15 消費税の
特例

事業承継税制

(3) 相続税額の計算

相続税額の計算は、まず法定相続人の数と法定相続分を基に相続税の総額を計算し、それを各人の取得財産額に応じて按分して実際の納税額を計算します。

法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	0 万円
3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円
2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円以下	45%	2,700 万円
6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円 超	55%	7,200 万円

相続税額の計算例

【計算例】

Q. 相続財産1億円を、法定相続人である子（AとB。両者とも成人）2人で相続（A：8,000万円、B：2,000万円）する場合の相続税はいくらですか？

A. 次のようになります。

（課税遺産総額） 1億円－（3,000万円＋600万円×2）＝5,800万円

（法定相続分※による各取得金額） 5,800万円×1/2＝2,900万円

（1人分の相続税額） 2,900万円×15%－50万円＝ 385万円

（相続税の総額） 385万円×2人＝ 770万円

（子Aの相続税額） 770万円×8,000万円/1億円＝616万円

（子Bの相続税額） 770万円×2,000万円/1億円＝154万円

※法定相続分は、民法で次のとおり定められています。

①配偶者と子供が相続人の場合 配偶者 1/2 子供（2人以上のときは全員で）1/2

②配偶者と直系尊属が相続人の場合 配偶者 2/3 直系尊属（2人以上のときは全員で）1/3

③配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合 配偶者 3/4 兄弟姉妹（2人以上のときは全員で）1/4

なお、子供、兄弟姉妹等がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

1	法人税率の軽減
2	欠損金の繰越控除
3	欠損金の繰戻還付
4	交際費課税の特例
5	中小企業投資促進税制
6	生産性向上設備投資促進税制
7	商業サービス業・農林水産業活性化税制
8	少額減価償却資産の特例
9	環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
10	固定資産税の特例措置
11	研究開発税制
12	雇用促進税制
13	所得拡大促進税制
14	事業承継税制
15	消費税の特例

贈与税の概要

贈与税とは、生前に贈与により財産を取得した場合にその取得した財産にかかる税金です。
一般的に、事業承継時には事業継続に必要な資産（株式、不動産等）も贈与税の課税対象となります。
贈与税には、暦年課税制度と相続時精算課税制度があります。家族構成や財産構成等を考慮して、どちらが有利であるかを判断する必要があります。

暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年（1月1日から12月31日までの1年間）毎にその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税する制度です。	将来相続関係に入る親から子への贈与について、選択制により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度です。
贈与者	制限無し	60歳以上の父母又は祖父母
受贈者		20歳以上の推定相続人である子又は孫
選択の届出	不要	必要 （注）一度選択すれば、相続時まで継続適用。
控除	基礎控除額（毎年）：110万円	非課税枠：2,500万円 （限度額まで複数年にわたり使用可）
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～55%の累進税率	非課税枠を超えた部分に対して一律20%の税率
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し、納税します。	選択を開始した翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税します。
相続時精算	相続税とは切り離して計算します。 （注）相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算。	相続税の計算時に精算（合算）します。 （注）贈与財産は贈与時の時価で評価。



事業承継税制

暦年課税制度の税率表

基礎控除後の 課税価格	一般		直系卑属※	
	税率	控除額	税率	控除額
200 万円以下	10%	0 万円	10%	0 万円
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円		
600 万円以下	30%	65 万円	20%	30 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円	30%	90 万円
1,500 万円以下	45%	175 万円	40%	190 万円
3,000 万円以下	50%	250 万円	45%	265 万円
4,500 万円以下	55%	400 万円	50%	415 万円
4,500 万円 超			55%	640 万円

※直系卑属の税率欄は、20歳以上であり、かつ贈与者の直系卑属である受贈者が対象となります。
直系卑属とは子や孫などのことですが、子や孫などの配偶者は含まれません。

暦年課税と相続時精算税の選択適用

贈与者が複数の場合には、贈与者ごとに暦年課税と相続時精算課税の選択適用ができます(図1)。
また、受贈者が複数の場合には、その受贈者ごとに選択することもできます(図2)。

図1

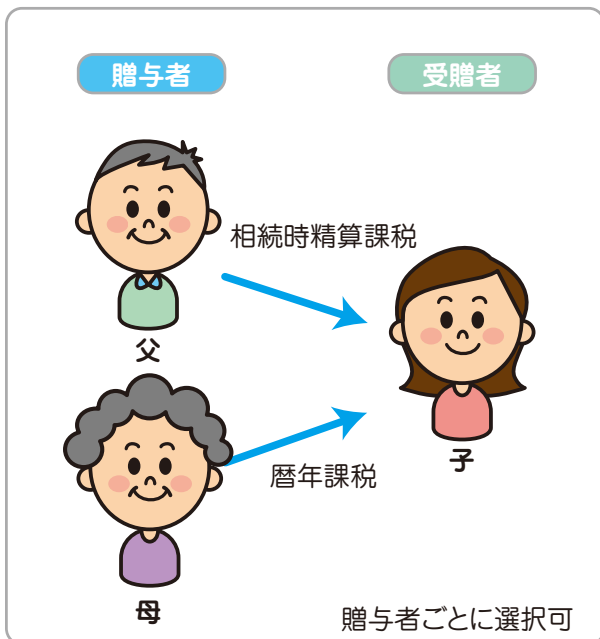
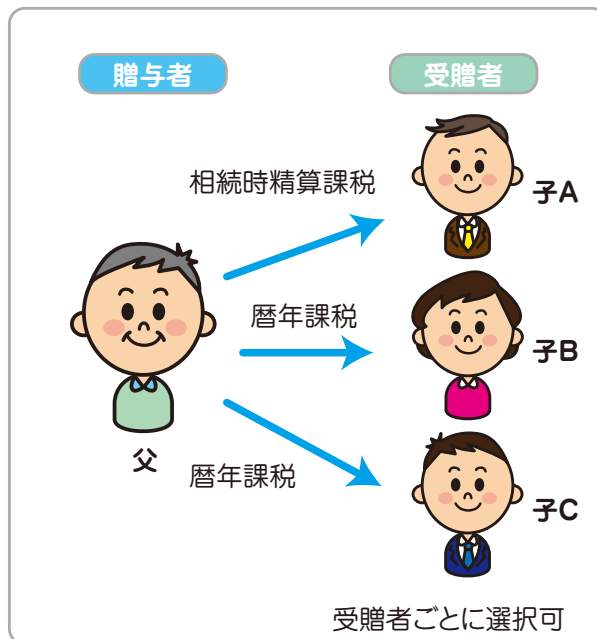
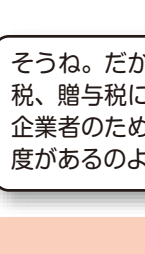


図2



事業を子供に譲り渡したりすると税金がかかるということかな。



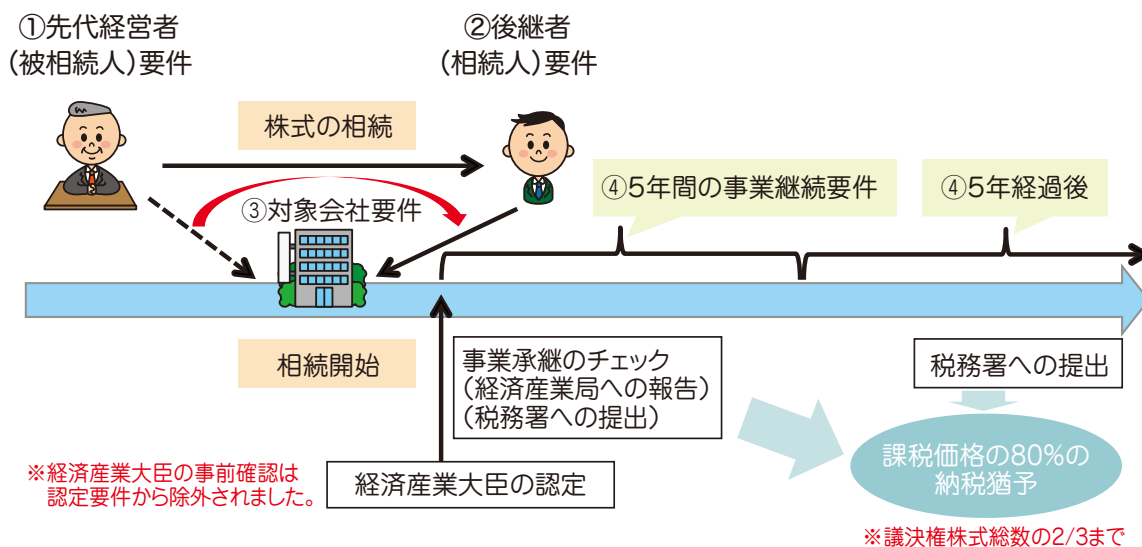
そうね。だから、相続税、贈与税にも、中小企業者のための特例制度があるのよ！

非上場会社の株式の相続があった場合の特例措置

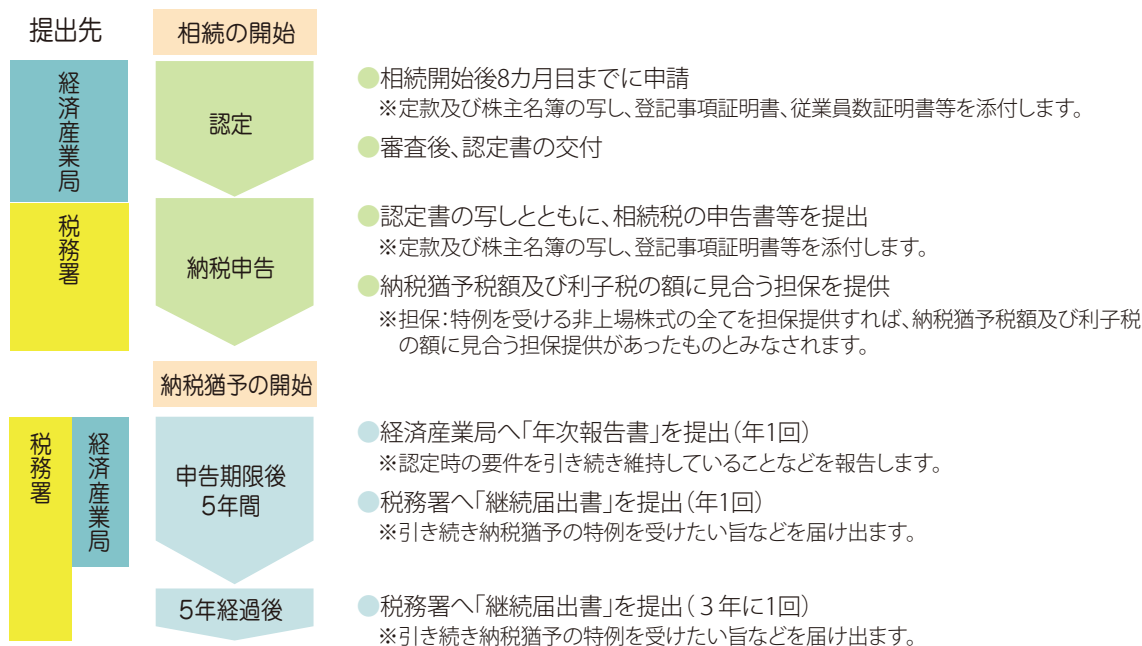
非上場会社の株式に係る相続税の納税猶予及び免除制度

後継者が、相続により非上場会社の株式を取得し、一定の要件を満たす場合（次ページ参照。）には、後継者が相続前から既に保有していた議決権株式を含めて、発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分について、課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予及び免除されます。

相続税の納税猶予及び免除制度の概要



手続きの流れ



事業承継税制

相続税の納税猶予及び免除についての要件説明

①先代経営者（被相続人）要件

- ・会社代表者であったこと
- ・相続の開始の直前において、先代経営者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族関係者内（後継者を除く）で筆頭株主であったこと 等

②後継者（相続人）要件

- ・相続開始の直前において対象会社の役員（先代経営者の親族以外の方も適用されます）であること
- ・相続の開始後、後継者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること 等

③対象会社要件

- ・中小企業であること
中小企業とは下の表の資本金又は従業員数のいずれかの要件を満たしている企業です。

業種目	資本金	従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
製造業のうちゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
サービス業のうち旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

- ・上場会社、風俗営業会社に該当しないこと
 - ・資産管理会社（自ら使用していない不動産等が70%以上ある会社やこれらの特定の資産の運用収入が75%以上の会社）ではないこと
- ※ただし、一定の事業実態（従業員数、店舗事務所の有無、事業内容等）がある場合には、資産管理会社に該当しないものとみなされます。

④事業継続要件

納税猶予を継続するためには、以下に示す要件を満たす必要があります。（○：要件を満たす必要がある、－：要件を満たす必要がない）。要件を満たさなくなった場合、納税義務が発生します。

要件	5年間	5年経過後
後継者が会社の代表者であること	○	－
雇用の8割以上を5年間平均で維持すること	○	－
後継者が筆頭株主であること	○	－
上場会社、風俗営業会社に該当しないこと	○	－
猶予対象となった株式を継続保有していること	○	○
資産管理会社に該当しないこと	○	○

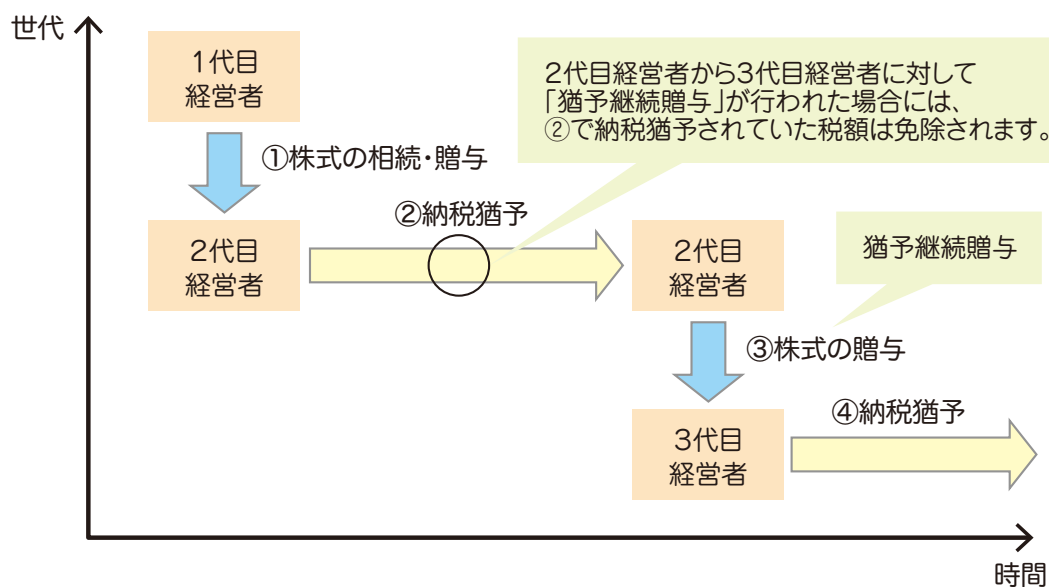
⑤納税猶予額が免除となるケース

主に以下のような場合には、全部又は一部の納税猶予額が免除されます。（免除に関する詳細は、最寄りの税務署にお問合せください。）

- ・後継者（相続人）が死亡した場合
- ・5年経過後に、会社が破産又は特別清算した場合
- ・5年経過後に、後継者が猶予継続贈与（次ページ参照）を行った場合 等

猶予継続贈与

5年経過後に、後継者が「猶予継続贈与」を行った場合、後継者の納税猶予税額が免除されます。（相続税、贈与税共に）



※猶予継続贈与とは、上記①～④が行われた場合の③の贈与をいいます。

通常、事業承継税制を活用した株式を贈与又は譲渡した場合、納税猶予は取り消され、納税義務が発生します。ただし、上記図の猶予継続贈与がなされた場合、納税猶予が免除されます。

「猶予継続贈与」とは、納税猶予を受けている後継者（2代目経営者）が、株式を次の後継者（3代目経営者）に贈与し、その後継者（3代目経営者）が納税猶予を受ける場合における贈与をいいます（上記図③参照）。

後継者（2代目経営者）の納税猶予税額のうち、次の後継者（3代目経営者）が納税猶予を受ける株式に対応する部分が免除されます。



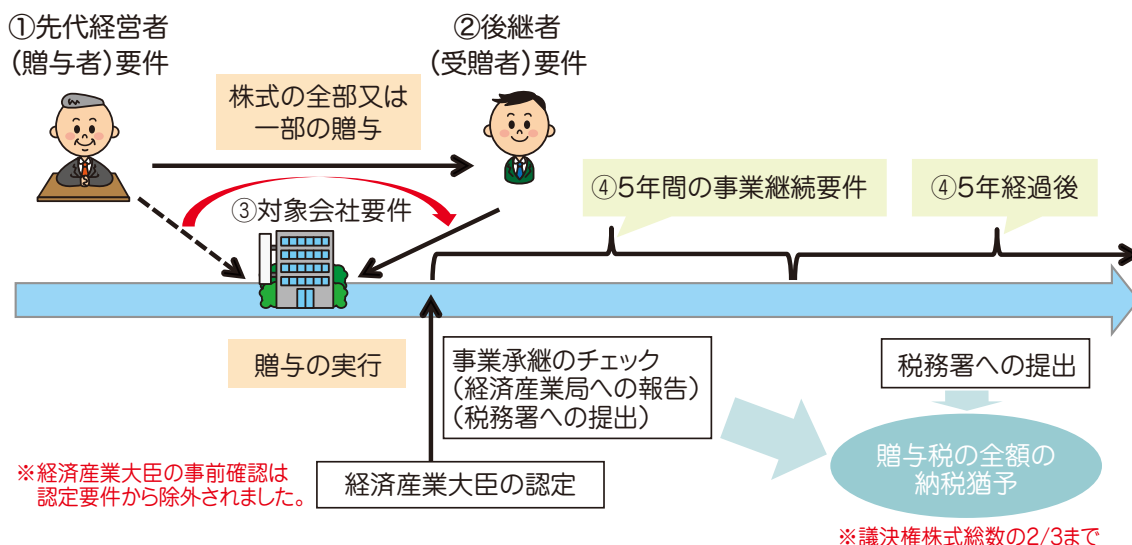
事業承継税制

非上場会社の株式の贈与があった場合の特例措置

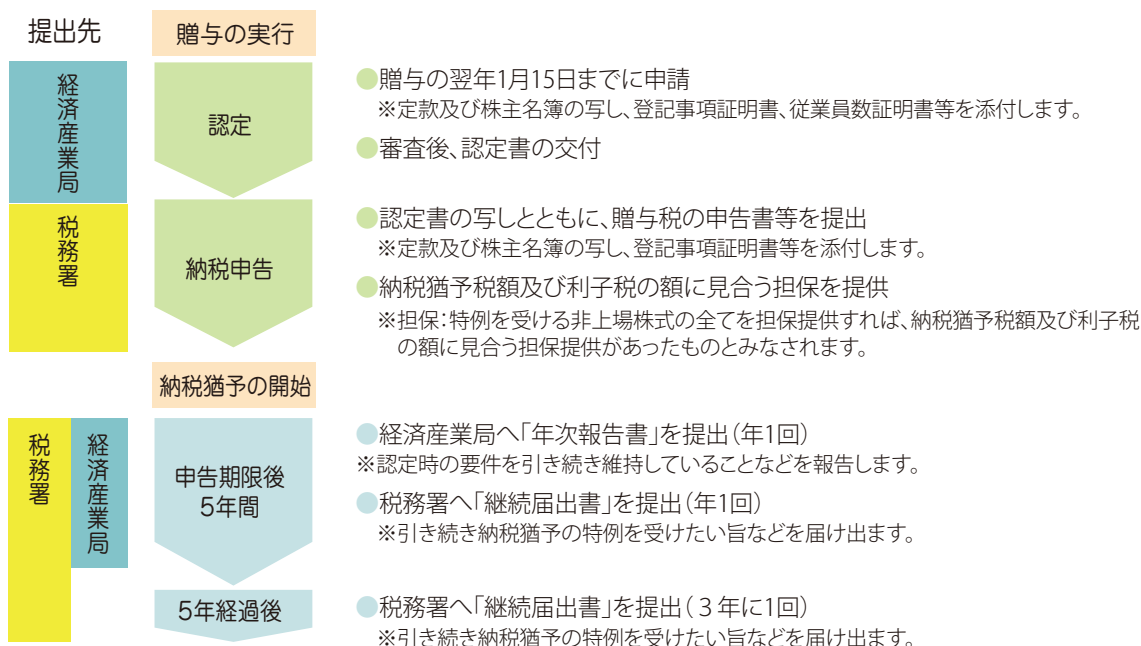
非上場会社の株式に係る贈与税の納税猶予及び免除制度

後継者が、先代経営者から一定以上の自社株式の贈与を受け、一定の要件を満たす場合（次ページ参照。）には、贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分について、贈与税の全額の納税が猶予及び免除されます。

贈与税の納税猶予及び免除制度の概要



手続きの流れ



贈与税の納税猶予及び免除についての要件説明

★印のついた項目は相続税の納税猶予制度との相違点です。

①先代経営者（贈与者）要件

・会社代表者であったこと

★贈与時まで、代表者を退任すること（有給役員として残ることは可能）

・贈与の直前において、先代経営者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内（後継者を除く）で筆頭株主であったこと 等

②後継者（受贈者）要件

・会社の代表者（先代経営者の親族外の方も適用されます）であること

★20歳以上、かつ役員就任から3年以上経過していること

・贈与後後継者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること 等

③対象会社要件

・中小企業であること（43ページ参照）

・上場会社、風俗営業会社に該当しないこと

・資産管理会社（自ら使用していない不動産等が70%以上ある会社やこれらの特定の資産の運用収入が75%以上の会社）ではないこと

※ただし、一定の事業実態（従業員数、店舗事務所の有無、事業内容等）がある場合には、資産管理会社に該当しないものとみなされます。

④事業継続要件

納税猶予を継続するためには、以下に示す要件を満たす必要があります。（○：要件を満たす必要がある、－：要件を満たす必要がない）。要件を満たさなくなった場合、納税義務が発生します。

要件	5年間	5年経過後
後継者が会社の代表者であること	○	－
雇用の8割以上を5年間平均で維持すること	○	－
後継者が筆頭株主であること	○	－
上場会社、風俗営業会社に該当しないこと	○	－
猶予対象となった株式を継続保有していること	○	○
資産管理会社に該当しないこと	○	○

相続税と贈与税の制度は似ているけれど、少し違うところもあるから注意してね。

⑤納税猶予額が免除となるケース

主に以下のような場合には、全部又は一部の納税猶予額が免除されます。（免除に関する詳細は、最寄りの税務署にお問合せください。）

・後継者（受贈者）、先代経営者（贈与者）が死亡した場合

・5年経過後に、会社が破産又は特別清算した場合

・5年経過後に、後継者が猶予継続贈与（P44参照）を行った場合 等

■事業承継税制の認定については、各経済産業局にお問合せください。

北海道経済産業局 中小企業課：011-709-1783（直通）

東北経済産業局 中小企業課：022-221-4922（直通）

関東経済産業局 中小企業課：048-600-0323（直通）

中部経済産業局 中小企業課：052-951-2748（直通）

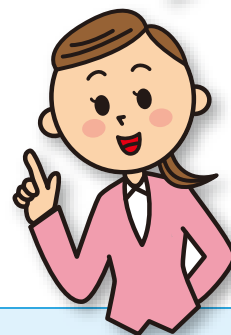
中国経済産業局 中小企業課：082-224-5661（直通）

近畿経済産業局 中小企業課：06-6966-6023（直通）

四国経済産業局 中小企業課：087-811-8529（直通）

九州経済産業局 中小企業金融室：092-482-5448（直通）

沖縄総合事務局 中小企業課：098-866-1755（直通）



事業承継税制

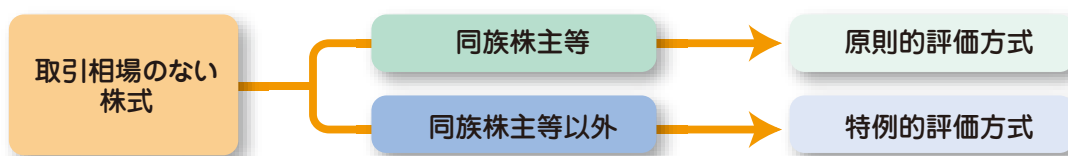
「取引相場のない株式」の評価方法

中小企業の事業承継における相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の活用に当たっては、自社の非上場株式の価値を評価する必要があります。

非上場の中小企業の株式は「取引相場のない株式」です。「取引相場のない株式」とは、全国の各金融商品取引所に上場されている株式及び気配相場等のある株式以外の株式をいいます。

評価上の区分

「取引相場のない株式」の評価の方法は、その株式を取得した者によって異なります。同族株主等が取得した場合は原則的評価方式で評価し、それ以外の者が取得した場合は特例的評価方式(配当還元方式)で評価します。



同族株主とは、議決権割合が30%以上であるグループ(株主とその株主の同族関係者)に属している株主をいいます。同族株主以外にも、議決権割合が15%以上であるグループに属している一定の株主が取得する場合も原則的評価方式が適用されます。

原則的評価方式の評価

原則的評価方式には、類似業種比準方式と純資産価額方式があります。

類似業種比準方式

1株当たり類似業種比準価額＝

$$\text{類似業種比準株価} \times \frac{\text{配当比準値} + 3 \times \text{利益比準値} + \text{純資産(簿価)比準値}}{5} \times \text{斟酌率}$$

(斟酌率: 大会社=0.7 中会社=0.6 小会社=0.5)

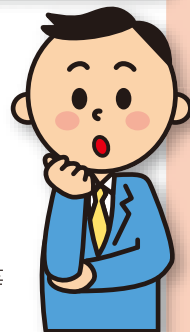
(注)比準値: 対象会社と上場企業(標本)のそれぞれの1株当たりの値を比較した比率

純資産価額方式

1株当たりの純資産価額＝
$$\frac{\text{相続税評価額による総資産価額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額の法人税額等相当額(注)}}{\text{発行済株式数}}$$

(注)相続税評価額と帳簿価額による純資産価額の差額の38%相当額ですが、マイナスとなる場合は「0」で計算します。

非上場会社の株式って、どうやって値段がわかるの？



特例的評価方式の評価

特例的評価方式の評価には、配当還元価額方式があります。配当還元価額方式とは、過去2年間の平均配当金額を10%の利率で割り戻して、株式の価額を求めようとする方式です。同族株主以外の株主及び同族株主のうち一定の少数株式所有者が取得した株式については、会社の規模にかかわらず配当還元価額方式という特例的評価方法によって評価をします。その計算方法は次の通りです。

配当還元価額方式

配当還元価額＝
$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額(注)}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注)年配当金額＝
$$\frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額}}{2} \div \frac{1\text{株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$$

(注)年配当金額が2円50銭未満となる場合、又は無配の場合は2円50銭とします。

会社の規模による区分と評価方式

支配株主の原則的評価方式は、会社の規模によって異なります。会社の規模に応じて、下記の表の「原則」と記載のある評価方式を用います。ただし、納税者の選択によって「例外」と記載のある評価方式を用いることもできます。

会社の規模	類似業種比準方式	併用方式	純資産価額方式
大会社	原則	—	例外
中会社	大	原則：類似業種比準価額 × 90% + 1株当たりの純資産価額 × 10%	例外
	中	原則：類似業種比準価額 × 75% + 1株当たりの純資産価額 × 25%	例外
	小	原則：類似業種比準価額 × 60% + 1株当たりの純資産価額 × 40%	例外
小会社	—	例外：類似業種比準価額 × 50% + 1株当たりの純資産価額 × 50%	原則

会社規模判定表

従業員数100人以上

大会社

従業員数100人未満

下記の表により
会社規模判定

総資産価額 (帳簿価額)			従業員数	年間の取引金額			会社の規模と Lの割合
卸売業	小売・サービス業	卸売業・小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業・小売・サービス業以外	
20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
14億円以上	7億円以上	7億円以上	50人超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	中会社の 大 L = 0.90
7億円以上	4億円以上	4億円以上	30人超 50人以下	25億円以上	6億円以上	7億円以上	中会社の 中 L = 0.75
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超 30人以下	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	中会社の 小 L = 0.60
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

(イ)

(ロ)

(ハ)

- ① 総資産価額基準〔イ〕と従業員数基準〔ロ〕とのいずれか下位の区分を採用します。
- ② ①と取引金額基準〔ハ〕のいずれか上位の区分により会社規模を判定します。

※国税庁のHPで、類似業種比準方式により評価する場合に必要な業種目別の1株当たりの配当金額、利益金額、純資産価額及び株価が各年毎に掲載されていますので、御参照ください。

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hyoka/zaisan.htm>

事業承継税制

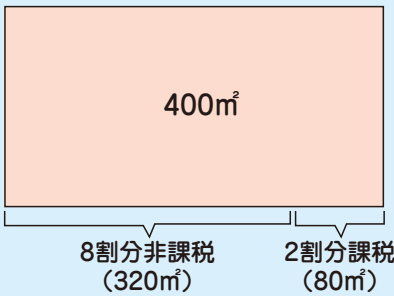
土地等の相続があった場合の特例措置

小規模宅地等の特例

一定の宅地等（相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等）を相続した場合には、相続税の課税価格から一定の割合を減額する制度です。

特定事業用宅地等の特例

特定事業用宅地等（申告期限まで事業を継続すること等の条件があります）は、400㎡まで評価額の80%が減額されます。また、一定の要件を満たす同族会社の事業を承継する場合（特定同族会社事業用宅地等）についても同様の減額があります。



【計算例】

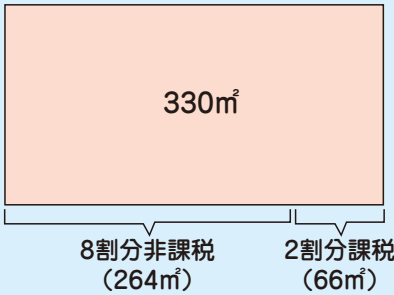
相続する土地の面積は400㎡で、被相続人が事業用として使っていました。その土地の評価額（路線価）は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか？

（減額される額） $1\text{億円} \times \frac{400\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\% = 8,000\text{万円}$

（相続税の課税価格） $1\text{億円} - 8,000\text{万円} = 2,000\text{万円}$

特定居住用宅地等の特例

特定居住用宅地等（申告期限まで居住を継続すること等の条件があります）は、330㎡まで評価額の80%が減額されます。



【計算例】

相続する土地の面積は400㎡で、被相続人が居住用として使っていました。その土地の評価額（路線価）は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか？

（減額される額） $1\text{億円} \times \frac{330\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\% = 6,600\text{万円}$

（相続税の課税価格） $1\text{億円} - 6,600\text{万円} = 3,400\text{万円}$

小規模宅地等の課税の特例の概要

下記の表の区分ごとに一定の割合を減額します。

宅地等		減額される割合	適用対象限度面積
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	特定事業用（貸付事業以外）	80%	400㎡
	特定同族会社事業用	80%	400㎡
	貸付事業用	50%	200㎡
特定居住用		80%	330㎡

※宅地等とは、宅地及び借地権をいいます。

条文

- 小規模宅地等の特例
租税特別措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）

平成27年に要件が大幅に拡充しました

(1) 親族外承継の対象化 ～親族に限らず適任者を後継者に

後継者は、先代経営者の親族に限定。

➡ 親族外承継を対象化。

(2) 雇用8割維持要件の緩和 ～毎年の景気変動に配慮

雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。

➡ 雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。

(3) 納税猶予打ち切りリスクの緩和 ～利子税負担を軽減、事業の再出発に配慮

要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。

➡ ・利子税率の引下げ(2.1%→0.9%)
(平成26年1月1日より)。
・承継5年超で、5年間の利子税を免除。

相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。

➡ 民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際には、納税猶予額を再計算し、一部免除。

(4) 役員退任要件の緩和 ～先代経営者の信用力を活用

先代経営者は、贈与時に役員を退任。

➡ 贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。(有給役員として残留可)

(5) 事前確認が認定の要件から除外 ～手続の簡素化(平成25年4月1日より施行)

制度利用の前に、経済産業大臣の「認定」に加えて「事前確認」を受けておく必要あり。

➡ 事前確認制度が認定申請の必須項目から除外(平成25年4月1日以後に行う認定申請から)

(6) 債務控除方式の変更 ～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

猶予税額の計算で先代経営者の個人債務・葬式費用を控除するため、猶予税額が少なく算出。

➡ 先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。

(7) 株券不発行会社への適用拡充 ～定款変更・株券発行が不要に

認定承継会社の株券が発行されていない場合は、担保提供に当たって株券を発行する必要。

➡ 株券不発行会社は、株券のかわりに質権設定承諾書等を提出すればよいことに。

(8) 税務署への提出書類の簡素化 ～手続の簡素化

申告書、継続届出書の添付書類の中には、認定の添付書類と同一のもの(登記事項証明書、決算書など)が存在。

➡ 認定の書類と重複する一定の書類は提出を要しないことに。

(9) 雇用要件未達の場合の延納・物納 ～一括納付リスクの緩和

雇用要件未達の場合には納税猶予は打ち切り。延納、物納も不可。

➡ 雇用要件未達時は、延納又は物納が選択可能に。

- 1 軽減 法人税率の
- 2 繰越控除 欠損金の
- 3 繰戻還付 欠損金の
- 4 の 交際費課税の特例
- 5 投資促進税制 中小企業
- 6 投資促進税制 生産性向上設備
- 7 化税制 商業・サービス業・農林水産業活性化
- 8 資産の特例 少額減価償却
- 9 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 10 特例措置 固定資産税の
- 11 税制 研究開発
- 12 税制 雇用促進
- 13 促進税制 所得拡大
- 14 事業承継 税制
- 15 消費税の特例

15 消費税の特例

事業者免税点制度

～消費税の納税義務が免除されます～

国内で課税対象となる取引を行った事業者は、消費税の納税義務者（課税事業者）となります。ただし、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合、その課税期間に行った課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます（免税事業者）。

■個人事業者の場合の基準期間と課税期間



※平成25年の課税売上高が1,000万円を超える場合、平成27年は課税事業者となります。

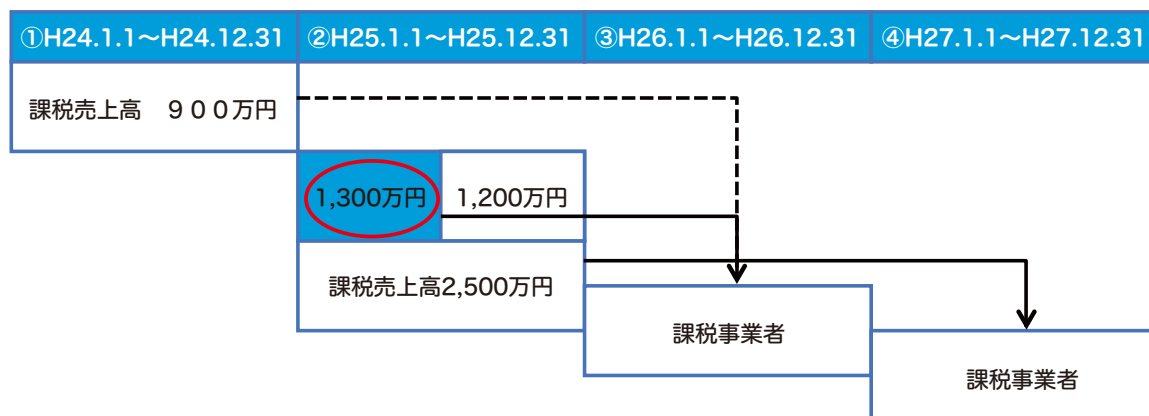
● CHECK!!

基準期間とは、消費税の納税義務が免除されるか、あるいは簡易課税制度を適用できるかどうかを判断する基準となる期間をいいます。原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度となります。

なお、平成25年1月1日以後に開始する年または事業年度については、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間※の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当該課税期間から課税事業者となります。

※特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。

特定期間による事業者免税点制度（消費税法9の2①）



※②の課税期間の6か月間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えると、③の課税期間においては課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額の合計を用いて判定することもできます。

1	軽減	法人税率の
2	繰越控除	欠損金の
3	繰戻還付	欠損金の
4	の特例	交際費課税
5	投資促進税制	中小企業
6	投資促進税制	生産性向上設備
7	化税制	農業・サービス業
8	資産の特例	少額減価償却
9	グリーン投資減税	環境関連投資
10	特例措置	固定資産税の
11	税制	研究開発
12	税制	雇用促進
13	促進税制	所得拡大
14	税制	事業承継
15	特例	消費税の

消費税の簡易課税制度

～消費税の申告・納付にかかる事務負担を軽減します～

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者は、一定の要件を満たすことで、簡易課税制度を選択できます。

制度の概要

簡易課税制度とは、申告・納付する消費税額について課税売上高を元に計算できる制度です。課税期間の課税標準額に対する消費税額に「みなし仕入率」を乗じて仕入控除税額を計算します。簡易課税制度の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

適用要件

要件1	課税事業者の基準期間※における課税売上高が5,000万円以下であること
要件2	「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に納税地の税務署に提出していること

※基準期間とは、簡易課税制度の適用可否を判断する基準となる期間のことで、法人は前々事業年度、個人事業者は前々年（1月～12月）です。

● CHECK!!

簡易課税制度の適用を受けるには、適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の税務署長に提出しなければなりません。相続により事業を承継した場合、被相続人が提出していた「消費税簡易課税制度選択届出書」の届出の効力は、相続人には及びません。このため、相続人がこの特例の適用を受けるかどうかは、その相続人の選択によります。簡易課税制度の適用を引続き受けたい場合は、その課税期間中に改めて届出を行います。

簡易課税制度の仕入控除税額の計算方法は以下の通りです（1種類の事業のみを営む場合）。

仕入控除税額

=

課税標準額に対する消費税額
(売上対価の返還等に係る消費税の
合計額を控除した残額)

×

みなし仕入率

■簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業 (他の者から購入した商品を、その性質および形状を変更しないで他の事業者に販売する事業)	90%
第二種事業	小売業 (他の者から購入した商品を、その性質および形状を変更しないで消費者に販売する事業)	80%
第三種事業	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業 (飲食店業等) ※事業者が自己で使用していた固定資産を譲渡する場合も該当します	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業 (第一種事業から第三種事業までに該当しないもの)	50%
第六種事業	不動産業 (第一種事業から第三種事業まで及び第五種事業に該当しないもの)	40%

消費税軽減税率対策については下記を御参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/2016/160413zeisei.pdf>

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

MEMO

税制に関する窓口及び相談期間

① 国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局(事務所)に税務相談所が設置されており、国税に関する質問又は相談に応じています。

質問等には決まった手順や形式はなく、口頭でも電話でも差し支えありません。

■ 国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

⇒各種手続の概要・届出書等の様式などが掲載されています。

② 地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村には、その規模の大小に応じて、それぞれ税務部(課)を設け、税の相談に応じています。各自治体にお問い合わせください。

より詳しく知りたい方へ

本パンフレットでご紹介した中小企業税制をご活用される場合には、各種中小企業支援のための法律の申請等が必要となる場合もありますので、下記のホームページに掲載されている各種パンフレットや手引書等も、併せて参考にしてください。

(1) 中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援施策について掲載しています。

(2) ミラサポホームページ

<https://www.mirasapo.jp/>

(3) 経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/>

経済産業省の施策全般について掲載しています。

今後とも、より一層皆様にとって活用しやすいパンフレットの作成に努めて参りますので、本パンフレットについてお気づきの点などがございましたら、下記までご連絡いただければ幸いです。

中小企業庁財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

Eメールアドレス

qqocbh@meti.go.jp